

平成 27 年 第 3 回

高森町議会 9 月定例会会議録

平成 27 年 9 月 9 日 開会

平成 27 年 9 月 17 日 閉会



高 森 町 議 会

9月9日（水）

（第1日）

平成27年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成27年9月9日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

7番 森田 勝君

8番 本田 生一君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （9日間）

自 平成27年9月 9日

至 平成27年9月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月 9日（水）	本会議	議案審議
9月10日（木）	休 会	総務常任委員会
9月11日（金）	”	文教厚生常任委員会
9月12日（土）	”	
9月13日（日）	”	
9月14日（月）	”	建設経済常任委員会
9月15日（火）	”	
9月16日（水）	本会議	一般質問
9月17日（木）	”	委員長報告・採決

日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 4 同意第 4号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 認定第 1号 平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 6 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第 46号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第 47号 高森町手数料条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 48号 平成27年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第 49号 平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第 50号 平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第 51号 平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第 52号 平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第 53号 平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第15 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 牛 嶋 津世志 君 | 2 番 | 岩 下 健 治 君 |
| 3 番 | 後 藤 三 治 君 | 4 番 | 興 梶 壽 一 君 |
| 5 番 | 芹 口 誓 彰 君 | 6 番 | 立 山 広 滋 君 |
| 7 番 | 森 田 勝 君 | 8 番 | 本 田 生 一 君 |
| 9 番 | 田 上 更 生 君 | 10 番 | 佐 伯 金 也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

- | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 町 長 | 草 村 大 成 君 | 代表監査委員 | 有 働 和 幸 君 |
| 教 育 長 | 佐 藤 増 夫 君 | 総 務 課 長 | 佐 藤 武 文 君 |
| 生活環境課長 | 安 藤 吉 孝 君 | 政策推進課長 | 甲 斐 敏 文 君 |
| 健康推進課長 | 馬 原 恵 介 君 | 住民福祉課長 | 阿 南 一 也 君 |
| 税 務 課 長 | 沼 田 勝 之 君 | 農林政策課長 | 後 藤 健 一 君 |
| 建 設 課 長 | 松 本 満 夫 君 | 会 計 課 長 | 河 崎 みゆき 君 |

教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	たかもりポイントチャンネル事務局長	東 幸 祐 君
監査委員事務局長	安 方 含 君	農林政策課審議員	古 澤 要 介 君
総務課長補佐	後 藤 一 寛 君	総務課長補佐	岩 下 徹 君
政策推進課長補佐	定 光 貴 史 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君
建設課長補佐	荒 牧 久 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

本日は、平成27年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、今年の夏は8月中旬までは大変高温の日が続きましたが、逆に盆以降はかなり雨が多くなり、先月末には台風15号が有明海を北上いたしまして、県下に変な被害を与えたところは記憶に新しいところでございます。幸いという表現というのはおかしいかもしれませんが、高森町は直撃ということはございませんでした。いろんな災害も発生はしませんでした。ビニールハウスや飼料用作物に被害があったということでございます。また、昨日に被害総額もある程度積み上がったと思っておりますが、熊本県下の農産物が約40億円以上あるという報告も私は受けておりました。たいへん被害に遭われた方、また農家の方、水産業の方にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

また一方、今年も4年前の議員さんからの議会からの提案で始めました地域振興の補助を活用されて、町内の多くの地域で地元を元気にする納涼祭、若しくはお盆のときのお帰りのお祭り等々で、町内外の方の笑顔を拝見できたことはたいへん喜ばしいことではないかというふうに思っております。

また、今日も天候が悪いということでございますが、9月は御承知のように、各地域で敬老会、または学校では運動会が計画されており、お世話をされる地域の方々や学校関係の方々にしっかりお礼も感謝も申し上げながら、それぞれのイベントの御盛會を願うものでございます。

また、今定例会で一番、これは全国の9月議会でも話題になるとは思いますが、地方創生の案でございますが、私が報告を受けている部分に関しましては、1型は全国で約659、熊本では17自治体のみというふうに聞いております。また、300億円の予算ですが、410億円を超える、今のところの金額が見積られているということでございまして、これから特に、ある意味総合計画にも反映する地方創生のこの計画ですので、しっかり、この議会でもそうでございますが、議会のほうでも特別委員会をつくられておりますので、当然多くの議論がなされているというふうに思っておりますし、それなりに多くの提案を出していただいているというふ

うにも聞いておりますので、しっかり協議してもらいたいというふうに思っております。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、諮問、同意、認定及び報告それぞれが1件ずつ、議案が8件でございます。御審議の上、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成27年第3回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

なお、健康推進課長補佐 丸山雄平君、教育委員会審議員 塚昭博君から欠席届がきておりますので、御報告いたしておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 森田勝君、8番 本田生一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長
の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成27年第3回高森町議会定例会の会
期につきましては、本日9月9日から9月17日までの9日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日
までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の岩下暢彦氏は、1期3年に渡り人権擁護行政に御尽力・御協力をいただいておりますが、その任期が平成27年12月31日をもって満了するため、その後任として引き続き、高森町大字色見2652番地、岩下暢彦氏を推薦するものであります。

同氏は、人格高潔、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件については適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第4 同意第4号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第4、同意第4号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第4号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

阿蘇郡高森町大字中2030番地、二子石敬喜氏は、平成23年10月から現在まで、教育委員会委員として本町の教育行政に御尽力・御協力いただいているところでございます。同氏は人格高潔で、教育及び文化に関し識見高く、教育委員として適任者であります。本年9月30日をもって現在の任期が満了されるため、引き続き同委員を務めていただきたく、改めて任命するものでございます。

教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案申し上げるものでございます。よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

たいへん申し訳ございませんでした。訂正をさせていただきます。教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案を申し上げます。よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

-----○-----

日程第5 認定第1号 平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 日程第5、認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 有働和幸君。

○代表監査委員（有働和幸君） おはようございます。監査委員の有働でございます。

この決算審査に当たりましては、私有働と興和監査委員共に2名、11日間に渡りまして、補助員として事務担当の安方事務局長を従い審査を実施いたしました。

決算審査の御報告については、まず平成26年度高森町一般会計特別会計決算審査意見書（全30ページでございます）を報告の後、財産の管理状況に関する意見並びに基金の運用状況審査意見書、引き続き最後に結びを報告させていただきます。

まず、決算審査意見について。審査の対象といたしましては、一つに、平成26年度高森町一般会計歳入歳出決算、以下9項目について審査を行いました。審査の期間といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、8月10日から9月1日のうち11日間を要しました。審査の手続きといたしまして、この決算審査に当たっては地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出された平成26年度歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書について、関係法令に準拠して作成されているか確認し、これらの計数の正確性を検証するために関係諸帳簿、証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きにより実施いたしました。

審査の結果、平成26年度一般会計及び特別会計の決算額は第1表のとおりで、審査に当たっては前述手続きにより詳細に審査したが違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳簿、証拠書類との合致しており、決算計数は正確であることを確認しました。また、予算の執行及び収入支出事務の処理についても適正であることを認めました。

第1表が歳入歳出決算状況でございます。以下、表については省略させていただきます。

一般会計から行います。

歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表、第3表のとおりである。歳入総額は54億5,968万4,000円で、その主なものは地方交付税21億1,006万6,000円、構成比で38.6%、県支出金7億2,635万3,000円、構成比13.3%、町税5億6,642万4,000円、構成比10.4%、国庫支出金4億8,038万2,000円、構成比8.8%等となっております。

2 ページの下の 2 行目からいきます。

自主財源は 10 億 5,972 万 8,000 円で、決算額の 19.4% であり、前年度に比べ 7,292 万 6,000 円の増となっております。

次のページ、依存財源は 43 億 9,995 万 6,000 円で、決算額の 80.6%。前年度に比べまして、2 億 4,074 万 4,000 円、5.8% の増であります。歳入の執行状況は 57 億 3,023 万 8,000 円の予算額に対し、調定額 55 億 4,674 万 5,000 円、収入済額 54 億 5,968 万 4,000 円、不納欠損額 16 万 7,000 円、収入未済額 8,689 万 4,000 円となっております。

次に 5 ページをお開きください。

表の下のほうでございます。歳入状況を主な款について述べると、次のとおりであります。第 1 款町税、町税は調定額 6 億 2,751 万 8,000 円に対して、収入済額 5 億 6,642 万 4,000 円、不納欠損額 16 万 7,000 円、収入未済額 6,092 万 7,000 円で、収納率は 90.3%、前年度 89.3% でございました。収入済額においては、前年度と比べまして 2,396 万 4,000 円の増であり、主な増額分は固定資産税と法人税であります。固定資産税の滞納額については、平成 24 年度 3,455 万 7,000 円、平成 25 年度 4,896 万 2,000 円、平成 26 年度 4,924 万 6,000 円と推移しております。平成 24 年度大口滞納が一時的に解消したものの、平成 25 年度からさらに増加傾向にある。しかし、本年度において県及び阿蘇郡市併任徴収員としての協力のもと、法的手続きを駆使されるなど、それらの努力により大口滞納者が平成 26 年度より 2,004 万 2,000 円納入されました。徴収事務については、景気後退等の景況で現状はたいへん厳しいものがあり、職員の苦労は並々ならぬものと推測されるが、今後ともさらに徴収の強化、合理的な徴収体制の構築等、なお一層の徴収努力により自主財源の確保に邁進されることを強く望みます。また、税の賦課徴収の公平性を期する上からも、町税徴収における諸問題については関係各課が連携を密に早急なる問題解決を図り、税行政に対し町民が不快感を抱かないよう、賦課徴収事務に一層の努力をされたい。

次は、町税の決算状況は第 4 表、町税の収納状況は第 5 表のとおりでございます。

次に、8 ページをお開きください。

第 10 款地方交付税、地方交付税は普通交付税 19 億 3,320 万 1,000 円と、特別交付税 1 億 7,686 万 5,000 円のトータルで 21 億 1,006 万 6,000 円で、決算構成比は 38.6% で、前年度に比べ 6,294 万 1,000 円の減となっております。過去 2 年の地方交付税の構成比を見ると、平成 24 年度 53%、平

成25年度42.2%、平成26年度38.6%で、昨年度は平成22年度以来3年振りに50%を下回り、本年度は40%を下回った。自主財源に乏しい本町にとっては貴重な一般財源であることは違いない。

第14款国庫支出金、減の主たる要因は、地域の元気臨時交付金が平成25年で終わったということです。

第15款県支出金、増の主たる原因は、雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金でございます。

18款繰入金の主な増は、財政調整基金から約1億円繰入れられてあります。

第19款繰越金、前年度に比べ1,798万円、10.9%の減となっております。

次に、歳出に移ります。歳出決算額は53億1,455万2,000円で、第6表のとおりである。前年度に比べ3億1,483万9,000円、率にして6.3%の増となっております、その主な事業の内容は次のとおりである。

第1款議会費、第2款総務費は庁舎総合センター空調機入れ替えが主なものであります。民生費につきましては、色見保育園新築工事、これによって増となっております。衛生費につきましては、減となっております。

第5款の農林水産業費は、雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金が増加しております。商工費は昨年度事業、商店街の街路灯整備事業が終了したということで減になっております。土木費は町道整備事業の増でございます。消防費は村山地区、色見地区防火水槽設置工事で増となっております。教育費は0.1%の減となっております。災害復旧費は九州北部豪雨災害が、一応災害復旧が終わったということで大幅な減となっております。公債費は起債償還額の減によるものでございます。

第12款の諸支出金は、財政調整基金積立の減により、本年度は67%の減となっております。

第6表が目的別歳出決算状況でございます。

次は、表の下の不用額、本年度の不用額は1億5,843万5,000円で、前年度1億1,071万5,000円と比較して4,772万円の増である。予備費を除いた不用額は1億5,706万7,000円で、大部分が執行残によるものであるが、先が予測できない修繕費や扶助費等を除けば、補正による対応で不用額を減らす努力を必要である。したがって、予算流用については十分留意されたい。

2番の予備費充用、予備費充用については違法な充用は見受けられない。本年度の予備費充用は11件の516万8,000円、前年度は7件で1,026万7,0

00円で、前年度に比べて金額にして509万9,000円の減である。予備費充用された件数のうち、大部分は自然災害に関する修繕費等で、やむを得ないと判断するが、一部補正が可能と思考されるケースも見受けられた。したがって、今後は特別な緊急の場合を除き補正で対応されることを望む。

第7表が予備費充用の推移でございます。

3収支の状況、過去3カ年間の収支の状況は、第8表のとおりでございます。

次に、12ページを開きください。

表の下の財政運営について、理想的な財政運営とは、財政の健全性を確保し、限られた財源を最も効率的に活用して、住民福祉の向上を図ることにある。理想的な財政運営を行うために、その時代の要望に対応した行政目的の実現に最適なものであることが必要であるが、その財政運営の分析をすることに当たっての基本原則は、一つに収支の均衡の保持を目指した画期的な財政運営が行われたか、計画性。二つに財政構造の弾力性確保の努力が十分なされているか、弾力性。三つに行政水準の維持と向上のために積極的な財政運営がなされているか、積極性が上げられるが、以下これらの三つの観点から、普通会計における財政運営について、総合的な検証の結果は次のとおりであります。なお、詳細については割愛いたしますが、第5表財政諸指数の推移を見ると、過去3カ年に比べて、経常収支比率を除き、実質収支比率、財政力指数、公債費比率、起債制限比率はいずれも好転しており、なお一層の積極的で確実な財政運営を期待するものであります。

次に、13ページをお開きください。

財政諸指数の推移は第9表でございます。この中を見ますと、実質収支比率は3%から5%程度が望ましい。経常収支比率は75%以下が望ましい。財政力指数は1に近いほど良好。公債費比率は10%以下が望ましい。起債制限比率は15%以上要注意、20%以上は起債制限となっております。

次に、15ページをお開きください。

第11表が人口1人当たりの決算規模の推移でございます。表の下の文章に移ります。

次に、第12表、これは16ページでございます。

一般財源の充当状況を見ると、義務的経費44%、投資的経費に7.5%、その他の経費に4.4%、残高が4.4%となっております。一般財源は主に義務的経費や物件費、維持補修費、補助費などのその他の経費に充当されており、投資的経費への充当が前年度より3.3ポイント低くなっている。今後さらに通常規模の財政

状況を念頭に、義務的経費やその他の経費節減を図りながら、住民福祉の向上に努力されたい。財政力指数は地方自治体の財政力の度合いを表すもので、その度合いが高いほど財政力が強く、積極的な行政活動をすることが可能となり、それだけ余裕のある財源を確保していることになる。財政力指数の求め方は次の計算のとおりでございます。

次に、17ページをお開きください。

第5の起債状況について申し上げます。平成26年度の起債状況は第13表のとおりでございます。表の下の文章にいきます。平成26年度末の起債元金の残額は48億8,619万4,000円である。また、平成26年度の償還額は5億5,753万4,000円のうち、充当された一般財源の額は5億2,038万6,000円で、約93.3%の充当率である。なお、平成26年度末の起債残高は48億8,619万4,000円の内訳は、政府資金44億3,236万6,000円、その他4億5,382万8,000円で政府資金の割合は90.7%となっております。

以上が一般会計でございます。

次に特別会計に移ります。一つに国民健康保険特別会計、詳細については第14表、15表でございます。歳入は第14表のとおりで、総額は12億611万1,000円でございます。歳出の総額は11億6,279万3,000円となっております。

次に、20ページをお開きください。

20ページの一番冒頭でございます。また、国民健康保険税納入状況は第17表のとおりでございます。国民健康保険税の滞納者対策については、短期保険証を交付して保険税の納付を促し、また滞納世帯に対して時間を問わず税徴収に努力されていると思慮される。しかしながら、毎年、増加傾向にあった滞納額は平成26年においては7,206万3,000円となり、前年度比0.6%の増となっている。現年度と過年度の調定額の合計が2億5,938万8,000円の約27.7%が滞納となっているため、徴収体制を含め現状分析を速やかに行い、確たる対応策を個別に検討するなどして強化するよう格段の努力を強く望みます。

次が21ページの後期高齢者医療特別会計でございます。平成20年度から老人保健制度より移行し創設された医療制度で、75歳以上の高齢者を後期高齢者と称し、一定の医療保険を医療保険対象層として独立させたもので、その決算状況は第18表、第19表のとおりであります。以下省略します。

次、22ページをお開きください。

介護保険特別会計、歳入総額は9億958万3,000円、歳出総額は9億608万1,000円で、その決算状況につきましては、第20表、21表のとおりでございます。

次に、24ページをお開きください。

4番目に簡易水道事業特別会計に入ります。歳入総額は1億8,169万1,000円、歳出総額は1億5,595万7,000円、歳入歳出決算状況は第23表、24表のとおりでございます。

文章の下3行目に入ります。また、水道使用料の未納額が797万3,000円、前年度比9万9,000円、1.2%の減である。善良な加入者の使用料負担に対する公平性等を考慮するとともに、未納者対策を十分に検討され、本事業がスムーズに運営できるよう努力されることを強く望みます。

次、第5の農業用水供給事業特別会計に入ります。歳入総額は1,621万7,000円、歳出総額は1,560万8,000円。本会計は基金の運用収益収入を唯一の財源として運営されており、国の金融施策、農業用水路水供給施設の維持と長期的見地から財政運営に特に配慮する必要があります。

次、26ページの鉄道経営対策事業基金特別会計、歳入総額は427万3,000円。同じく歳出総額も同額でございます。本会計の基金運用収益収入が唯一の財源でありますので、十分な配慮が必要であると思います。

次が27ページの資金運用状況でございます。平成26年度の各会計の資金運用状況は第29表のとおりであり、29ページをお開きください。(1)から(3)に記載しておりますように、資金運用につきましては良好に行われております。

次、30ページの4基金の状況でございます。地方自治法第241条第1項前段により、特定の目的のため財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられているが、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理が行われていることを確認いたしました。第30表が基金の運用の状況でございます。

ここで申し上げますが、財政調整基金について申し上げます。決算年度末現在、27年3月31日の財政調整基金が、現金において8億1,688万2,000円、その下のほうの有価証券、いわゆる国債を今回購入なされたということで4億3,281万5,000円、トータルで12億4,969万6,322円となっております。それから、5月の出納閉鎖までに4,452万2,000円、財政積立をされまして、現金で8億6,140万4,000円、それから財政調整基金の有価証券は同額でございます。したがって、締めて5月末現在が12億9,421万8,000

0円となっております。

次、財産の管理状況について意見を述べます。一つ、有価証券、有価証券出資による権利及び債権の管理運営状況は良好である。今後においても公金預金の管理運用は自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で、債券運用を含め、確実かつ有利な管理運営に努められたい。

2番目、備品の管理、備品の管理は、その基礎となる台帳を整備することが必須である。平成24年度において、電算システムの構築及びデータの登録は完了している現状である。したがって、そのフォーマットを有効活用することにより、備品登録を廃棄、配置換え等も容易になり、担当者の事務の軽減につながるものと思われる。しかしながら、現状においては全く活用されておらず、今後、備品台帳整備及び管理について、担当職員の努力を強く望みます。備品は町の財産、言い換えれば町民の財産であり、使用及び保管について慎重に対応されるよう強く望む。また、現在使用されていない備品及び耐用年数の経過した備品については、検証し廃棄するなど整理されたい。

3番、車両管理、庁用車、一般公用車台数は24台で、以前に比べてエコカーや貨物自動車が増加している。車両の管理は総務課行政係で行っているが、公用車の使用について疑問視する点（車両のヘコミ、キズ等の放置）が見受けられたので担当課は車両管理には十分注意を払い、使用者が自身の車両と同じような意識を持つよう指導することにより、公用車の徹底管理を行うこと。さらに使用者は交通安全に十分注意するよう強く望みます。

4番、公共施設、平成26年度から平成27年度において、公共施設等管理計画支援事業計画書（2分の1の特交措置があるそうでございます）を作成することになっている。この計画書を作成することにより、所有施設等の現状把握及び施設全体の管理に関する基本的方針を定め、公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進を図るための指針であり、その活用を期待するものであります。

次は、基金の運用状況について報告いたします。地方自治法第241条第1項後段の規定に基づき、定額の資金を運用するため基金が設けられている。本町においても該当する基金は、一つが高額療養費支払資金貸付基金、二つ目が熊本県収入印紙等購入基金の二つであるが、法令並びに条例に基づいて適正に効率的運用がなされているか、計数に誤りはないか、また基金の目的に沿った運用がなされているか審査した結果は次のとおりであります。

審査の結果及び意見、この基金について、計数及び関係書類等審査の結果、適正

に運用され適正と認めた。今後とも基金の目的に沿って運用されたい。一つ、高額療養費支払資金貸付基金、この基金は、被保険者で高額な医療費を支払うことが困難と認めた者の属する世帯主に貸し付けるため、100万円の基金が設定されている。なお、平成26年1月に貸し付けられた高額療養費は平成27年3月に返還され、適切な運用がなされていることを認めた。2、熊本県収入印紙等購入基金、この基金は熊本県収入印紙の購入をするため、平成22年度に100万円の基金が設定されたもので、適切な運用がなされていました。

最後に、結びに入ります。平成26年度高森町一般会計及び各特別会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況については、前述したとおり計数に誤りなく、非違な点も見受けられず、適正に処理され、また関係書類も整理されており、会計経理は正確である。

ここで項目ごとに気付いた点について述べる。

まず、一般会計及び各特別会計について。ハード事業として、その主たる事業は情報通信基盤整備、保育園整備、町道新設改良、用水隧道水路整備、林道開設等があります。また、ソフト事業として国・県との人事交流、消費生活相談の充実、観光立町推進計画の基本的施策、過疎地域等自立再生対策、自主放送番組作成支援、マイナンバーシステムの改修、「高森の心」出版、子育て支援の充実、新入学児童就学支援、高森高校進学助成、小学校用デジタル教科書導入、ICT環境整備タブレット端末導入、多目的機能支援交付金、中山間地域等直接支払交付金、雪害復旧緊急対策経営体育成支援、青年就農給付金等、多くの事業を成し遂げられ、町長をはじめ担当職員においては、大変な御苦労があったことと察します。住民にとっては、このような事業の取り組みについて、評価は様々であろうと思いますが、過疎地域の他町村の見本として、確実に一歩ずつ進んでいることを実感されておられると思います。このような中、予算決算の状況を見ると、翌年度への繰越明許に係る金額が2億5,725万円となっている。この繰越事業はすべてが補助事業補助対象であり、これらを獲得された実績を評価するものでありますが、一部の補助事業で担当者において、交付申請を早くすれば繰越しをしなくとも済んだものではないかと推察される事業があり、今後十分留意されるよう望みます。また経理状況を見ると、安易な予算充用、予備費充用が見受けられた。災害復旧対応等緊急の場合を除き、補正対応は原則であり、担当職員の一層の努力を望みます。

次に、税等の対応については、毎回、決算審査報告の場で指摘してまいりました。その結果、「高森町税条例等収納対策プロジェクトチーム設置要綱」が平成24年

6月8日から実施されており、各交渉担当地区割表による9班に班別された各班3名の職員により担当地区を定め、原則毎月会合を開き、具体的目標により鋭意努力されているようである。本年度の税の収納状況を見ると、町民税については、現年度収納額が前年度に比し若干上回っているが、過年度については下回っております。

固定資産税については、大口滞納者の滞納により、大幅な収入未済額を生じている。しかしながら、現年度分については平成27年7月17日、本税のみ完納されたことを確認しております。過年度分についても平成26年度に完納されております。したがって、現時点では大口滞納者の滞納は大幅に減少している現状であります。このことは当該職員が税務課に配属されるや、短期間に滞納処理をされたことによるものであり、課長をはじめ、課長補佐、固定資産係長兼務及び担当職員のその努力を高く評価し労を多とします。さらに、長年にわたる評価保留家屋について、建築主、家主との協議の結果、住家の使用状況等を調査し、家屋は完成されたものとみなし、平成27年度より課税することに決定されております。この件についても、長年評価保留されていた家屋であり、現担当職員の並々ならぬ努力により解決に至ったことは、範とすべきであると言っても過言ではないと思います。しかし、税、料共に依然として滞納繰越額は増加している。滞納繰越額の増加は、ますます徴収が難しくなる根源であり、一日も早いプロジェクトチームによる打開策の検討、具体的な取り組みを強く望むものであります。また料、つまり水道料や住宅使用料等における債権処理について、ここ数年にわたり決算審査意見の場で申し述べているが、未だ適正なる措置が施されていない。以前も述べたように、町の債権の管理の適正化を期する上からも、一日も早い「債権管理条例」なるものの制定及び関係規則、要領の制定を望むものであります。

次に、やや越権的な発言かとは思いますが、各種委員会委員等の日当支給や職員を含む各種委員会委員等の研修旅費支給についても、昨年度の決算審査意見で申し述べましたが、その対応について十分検討はなされたものとは思いますが、重ねて申し述べますが、日当支給について各種委員等の重責と多大なる浪費を考慮した場合、全ての委員会委員等に対して日当支給をすべきであると思われ、一方、研修旅費支給についても、各分野において先進地等を視察研修し視野を広げるとともに、お互いが親睦を深め意志の疎通を図ることが大事であると思われ、このことにより、職員をはじめ各種委員会委員等の職責に対する士気が高まり、本町の発展と住民福祉の向上に努められることを期待するものであり、検討されたいかがでございましょうか。

草村町政も早いもので1期4年の任期が終わり、2期目の町政が始まりました。この4年間の取り組みについて、私4年間監査委員として、また興梠監査委員は議会議員として、お互い草村町政を目の当たりに見てまいりました。1期目の政策集のスローガンに「新しい高森町へ、今こそ決断の時」とありますが、確かにスローガンのごとく実行されたと実感しております。新しい高森町づくりに向かって、国・県の要人との大きなパイプをフルに活用され、国・県の施策をいち早くキャッチし、あらゆる事業をどこの市町村より先取りされてこられたと言っても過言ではないと思います。

特に列記するならば、国・県との人事交流、情報通信基盤整備事業、ポイントチャンネル開局等、団体営農業農村整備事業、これは草部地区用水隧道対策事業、芝原地区溜池改修事業等であります。社会資本整備総合交付金を活用した町道整備、これは色見環状線路盤再生、永野原河原線路盤再生等であります。豊かな心と個性を育む教育、これは電子黒板導入、図書の充実、スクールバスの購入、ICT環境整備タブレット端末導入等であります。水害、雪害、降灰緊急対策等々、この4年間多くの事業を遂行されてこられました。高森町はたいへん変わってきたとの言葉を巷間よく耳にします。このことは草村町政執行の評価であります、「さらに加速、新しい高森町へ！」新しい高森町をつくる六つの挑戦が始まりました。今後ますます草村町政に対する町民の期待は増す一方、地方財政硬直化が進む中、財政運営の改善に一層努力され、総合的な人事管理と行政経費の節約等、施策の重点化並びに効率的執行を図り、健全財政の確保に努められ、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう慎重な対応と特段の努力を切望し、平成26年度決算審査の意見といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 有働代表監査委員さん、どうもありがとうございました。

代表監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） この決算監査を、会計監査のみならず町有財産また施設の管理状況、運営状況等につきましても監査対象ということになりますから、あえて質問させていただきたいと思います。

平成25年の9月議会におきまして、草部グラウンドの条例改正の一部改正が提案されました。その改正の主な内容は夜間照明施設についての使用料の改正条例でございました。その際、私はこの夜間照明は長らく使えるような状況にもございませんし、また今後修理をするような計画がなければ、そういった施設に対して使用

料の料金を設定するような条例改正はおかしいんじゃないかというようなことを申し上げ、またこの件につきましては、文教厚生常任委員会の中でも十分審議をしてほしいということを申し上げました。その結果、文教厚生常任委員会の中でも十分に審議をされまして、地域のスポーツの振興上、地域住民と速やかに説明会を開催をし、この夜間照明施設が利用できるようにされたいというような付帯意見を付けて可決した経緯がございます。そういったことから、この件に関しまして、地元等説明会をされたのか、また今後どのような取扱いをされるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教委事務局長（阿部恭二君） ただ今、5番議員からの御質問がありました。草部グラウンドのナイター施設の使用料の件だと思います。平成25年度の9月議会において、当時の教育委員会として施設の使用料につきまして、ナイター施設の使用料を下げたという経緯がございます。その間は議員がおっしゃいますように、地域住民との協議をして、今後の活用について協議をしているかという、それから地元との協議をしているかという質問でございますが、現在まで確かにおっしゃるようには、この施設の地元の協議については行っていないという状況がございます。そういうことで、指摘がありましたように、早急に地元の体育指導員なりがおられますので、早急に協議をいたしまして、審議を行い、早く結論を出したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 文教厚生常任委員会のそういった付帯意見があったにも関わらず、まだ話し合いもされていないということでございます。私は地元といたしまして、個人的にはもうあの夜間照明を修理をすれば、多額の経費も掛かりますし、また利用頻度も低いというようなことから、修繕をして、また使用できるような状態にするようなことはしていただかなくても結構かというふうに思います。ただ、問題なのは、10年近くも使用できないような、そういった施設に対して、使用料を徴収するというような条例が存在すること自体が問題であるというふうに思っております。やはり施設の実態と条例の整合性を持たせることは非常に大事なことでございますし、このことは監査指摘も該当するような案件の一つでございますので、どうか実態に則した条例等の整備につきましても速やかに処理をしていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思いま

す。

○議長（田上更生君） そのほか御質問ございませんでしょうか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 代表監査委員さんにおかれましては、大変御苦労されたことだと思っております。人事案件のときにはたいへん失礼なことを申し上げましたけれども、さすが40年ほど役場の業務をされてきた、そしてまたそれぞれの要職をされてきた実績が、この監査報告書の中に記載されておるようでございます。各会計のこの分析については、さすが経験者だなということを、この議案書をもらいまして、決算書を見させていただきまして、この3日間ほど感心をした次第でございます。たいへんお疲れさまでございました。

後は、この実績ある代表監査委員さんが、うちの議会選出の監査委員さんと一緒になって作られたこの意見書を、行政側がどのようにして生かしてくるかでございます。この中で代表監査委員さんも言われた、経常収支比率なり、財政の弾力化等についても指摘がなされておるようでございます。その点について、昨年までは災害復旧等、町長も目的とするいろんな事業等があり、予算的にはちょっと窮屈な点があったと思いますが、今後については落ち着いた、またそして町民のためになるような事業を考えていかれると思うんですけれども、経常収支比率等について、今後どのように財政を考えて、この決算意見書を見て思われたかということ、ちょっとお伺いをしたいと思いますので、これは町長でよろしいでしょうか、総務課長さんでしょうか、事務方の専門ですから、まず総務課長のほうによりしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをしたいと思います。

後ほど報告でも出てまいりますけれども、財政運営につきましては、現在のところいろんな補助金、交付金等を活用して、一時期よりもある程度弾力、余裕のある財政運営ができていないかというふうに思います。今後もいろんな政策については、住民福祉の向上に向けて政策を練ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 今後についてですから、今から先どのようなことが起きるかわかりませんので、はっきりとした方策というのはそう簡単には出てくるものではないと思っております。ただ問題は、町長が前の議会でも出されておりました公

共施設等の、要するに築後の年数と懸案事項なんですよ。今回の決算審査意見書の中では残念なこと書いてなかったんですが、やっぱり今私どもが抱えておる、俗に言うと失礼なんですけれども、負の遺産と申し上げるべきなのか、私たちの過ちだったと申し上げるべきなのか、温泉館なり町民体育館、そのような大きな建物なんですけれども、それについてなかなか利用率が上がらない、使用率が上がらない中で、経費がそれなりにかかっております。町長が先般の議会の中でも懸案として提案されております。それが今後こういうふうには、経常収支比率または財政力指数等に、私はこの管理費が影響してくるものだと思っております。ですから、早急にやはり災害、天変地異これだけやっぱり災害というのが起こらなかったところに起こる時代になっておりますから、そちらのほうに予算が取られたりしたときに、これは避けて通れない。そういうように避けて通れないものがいっぱいありますと、今度は前に進めないという状況になります。そういうことだけは避けたいわけですから、事前にこのやはり案件については、税金の徴収についてはプロジェクトチームができておりますけれども、こういうふうな公共財産の今後についても、やはり私は、私たちのときに巨額な予算を費やして入れたものですから、私たちにも責任があります。ですから、これが今の世代の人たち、次の世代の人たちのためにならないじゃ困りますから、足を引っ張っちゃ困ります。だから、そういうことにならないように、今後はどうしたらいいのか、その方法じゃなくして、町長のこれについて、今後はどのような形でどのような組織をつくってとか、何か案があればお聞きをしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずは、たいへん前向きなお話、ありがとうございます。1期4年間の間もずっとこの公共施設については悩んでおりました。私たちの世代が造ったわけではございません。しかしながら、はっきり申し上げまして、確かに議員がおっしゃるように、民間でいえば費用対効果、もちろん行政でいえば福祉の効果がある施設もたくさんございますので、それで一律では図れないということでございます。しかしながら、先般、地方創生の会議でありましたように、高森町を例で例えますと、2040年若しくは2050年から60年の頃には約3,000人程度の人口になるだろうという、もう予測が出ております。ですので、今後はやはり平成26年度から27年度において、今年までに公共施設等管理計画支援事業計画書、これは特別交付税措置が2分の1あるわけでございますが、それを作成することになっておりま

す。やはり行政である以上は、この事業計画書等々がしっかり法の下なければ、それから以降の計画も執行もできることはないというふうに思っておりますので、私は先般より佐伯副議長にも個人的にもお願いをいたしました。ぜひ議会の方も一緒に入っていて、この公共施設の全体のあり方、若しくはこの今年中に立てる公共施設等管理計画支援事業計画書においても、議会の方も一緒に入っていて、私は作成する方向性で行くべきではないかと、ぜひ御協力をお願いしたいというふうに申し上げたいと改めまして思います。

また、財政については、弾力性が若干はあると思います、正直申し上げまして。例えばの話、何かやろうと思えば、今であれば少しはできる余裕も出てきたというふうに思っております。しかしながら、議員おっしゃるように、避けて通れない、否が応でも飛んでくる、若しくは断りたいけどどうにもならない、当然それは自然の災害であって、絶対来てほしくない今回の台風のような事例だというふうに思っております。ですから、最低限、即動けるような予算は取っておきたい、お金は取っておきたい。そして、なおかつ、やはり今までやっていなかった国債の運用に関しても財政調整基金、財調からの国債運用ということは多分余りしていなかったのではないかなというふうに思います。また、起債に関しても、臨財債、臨時財政特別債、平成15年から始まった臨財債の割合をどんどん多くしてきておりますので、十分弾力性も先ほどから申し上げますようにあるというふうに思っております。

しかしながら、今の御意見のように、議員の自らが公共施設について、やはりしっかり将来の子どもや孫にちゃんとした方向性を示すぞというお言葉をいただいたことはたいへん力強いので、しっかり今後もお互い協議をしてみたい。そして、この公共施設等管理計画支援事業計画書に関しては、ぜひとも議会も入っていただき、またこの議場でも報告もさせていただきたい、若しくは議論もしてみたいというふうに思っておりますので、どうか御協力・御理解のほどお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 町長の気持ちが、普段話していますからだいたい分かるんですけども、やはりこういうふうに決算審査を見ますと、やはりこういうふうに経常収支比率とか財政力の指数とかいろいろ見てくると、少し固まりつつあるなど。ただ、私が8年前、議員落選したんですけども、その当時からすると、かなり数字だけではないですが、それぞれの会計を見てみれば、余裕があるというのは分か

るんです。やはり財政調整基金にしる、やはりこれだけの当時財政調整基金は持って
もありませんでした。やはりこれというのは臨時、緊急の場合についてどうしても
使わなければならないといったときに、こういう事業しなければならないという
たときに、いくらそういうふうな基金があるかということでありましたので、これ
については感心しますし、町長が言われたその中から国債の運用をされておるとい
うことで、非常にやっぱりこの点については行政マンは考えないことなんですよね。
非常に通常、行政側からすれば、金儲けというものをすべきではないものですか
ら、そういうことで基金のお金を運用して、それで少しでも多くの元金を増やして
いくというような作業はしません。ですから、今回そのような作業をしておられた
ということに対しては、非常に感心をしますし、やはり高森町だけではなくて、他
の自治体もこういうことは見習っていかれたほうがいいんじゃないかなというふう
に感心をいたしました。ですから、特に総務課の財政担当者の人たちについては、
ちょっと違和感があるかもしれませんが、これについてはやはり率先して専
門家の人たちの意見を聞いて基金の運用についてはやっていただきたい。それが将
来的には経常収支比率なり、会計の弾力性を持たせるためになってくると思います。

それに今言われた公共用施設の今後についても十分考えていかななくてはならない
と思います。当時、温泉館については、建てるときに、将来的には要するに黒字化
というのはそうは予想されてはおりませんでしたし、予想もしておりませんでした。
その代わりに、国民健康保険特別会計のほうを少しでも軽くしようというふうなつ
もりで、福祉型の建物でございました。ですから、若干の赤字ぐらいは大目に見ろ
と、そしてその分、健康保険会計のほうが軽くなっておればいいじゃないかとい
うことで、安心をしておったわけなんですけれども、今ここにいたりましては、そ
ちらのほうの効果もそうは見られない。そうなってくると、今後は温泉館の経営を
見ていかなければならないということでもありますので、その辺りシビアに温泉館の運
営については私たちも当時の反省を踏まえて考えていきたいと思います。

それと、町民体育館についてもそうです。たった1回の国体に対して、あれだけ
の費用を費やしたことは、私は痛切に反省をいたします。ですから、この点につ
いても、今から先の世代の子どもたち、また今、実年齢、一生懸命仕事をしている皆
さん方にこれが足を引っ張って負担にならないように、私たちは早急に考えてい
かななくてはならないと思っておりますので、それも私は痛切な反省をしながら、今後
のいろんな検討会には加わってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく
お願いをいたしておきます。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。11時25分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

-----○-----

日程第6 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標により、自治体財政の健全化を表すものでありますが、本町の平成26年度決算を見ますと、実質公債費比率だけが該当しておりまして、その数値は8.7であり、早期健全化のための基準及び財政再生基準を下回っているとともに、簡易水道特別会計においても資金不足比率は該当しておりません。また、監査委員の御意見でもございましたが、特に指摘すべき事項はないということでもございました。

以上、報告といたします。

○議長（田上更生君） 本件は報告事項ではありますが、質問があれば発言を許します。
質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質問なしと認めます。

以上で報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了します。

-----○-----

日程第7 議案第46号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第46号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第46号、工事請負変更契約の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

今回変更を行う契約は、九州北部豪雨災害対策事業、中原橋橋梁架替工事に係る、阿蘇郡高森町大字高森1589番地16、株式会社 草村企業、代表取締役 桐原文夫氏との工事請負契約でございます。

変更の内容は、処分費などを増額する必要があるため、契約金額を376万8,413円増額し、5,668万8,413円とするものです。地方自治法第96条第1項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

なお、変更の詳細については、後ほど担当課から御説明申し上げます。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第46号で御提案申し上げました工事請負変更契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

契約変更の主な理由につきましては、工事の進捗に伴いまして橋台基礎の場所打杭作業の変更に伴うものでございまして、場所打杭の鉄筋を組むための部溶接による金具の追加等、また杭設置時の自走式のクレーンだけでは工事が困難となり、対岸側の作業用の掘削等クレーンが自走式から分解組立式に変更したため、またその費用を追加しております。

また、旧橋梁撤去工事の際に発生しましたコンクリート殻の処分料が当初設計数

量より増加したために、その処分費等が増加したため増額変更となりました。

当初、総務課長のほうが説明申し上げましたように、契約額5,292万円というところで契約しておりましたが、376万8,413円増額して5,668万8,413円で契約させていただきたいと思います。

本事業は、国の地方道防災安全社会資本整備交付金で補助採択を受けておりまして、防災減災などの日常生活の安全確保をするための工事でありまして、平成26年度からの繰越工事であります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜り御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 町が行います公共工事、土木工事、建築工事、それぞれの工事におきましては、当初、設計委託入札をされて、その設計、測量されたものを基本に予定価格を設定されて入札をされます。一般会計等で予算等でしておる分については、その年度内の工事については、たまに当初の計画と違うということで、増額の補正等が行われることはあるわけで、別に今回の工事請負契約についての、そのような流れの中での増額であるというふうに見受けませんが、ただ私が考えますには、繰越明許費はあくまでも当該年度の予算の一部でございまして、要するに26年度の予算の一部であって、27年度の歳出の一部ではないということから考えると、やはり26年度から変わらずもう決算締めておりますから、そう簡単に補正というものは認められないということであります。ですから、そのような意味からして、今回どうしても仕方がないということで、今、建設課長のほうから金具とクレーンの、要するに追加があったり、コンクリート殻の増加であったということなんですが、ただこの件については、これだけのボリュームの橋をかけるということは当初からも設計の中に入れておるわけで、クレーンが入るか入らないかについても、これは両サイドの道路を見れば分かることであります。ですから、この件について増額分について、これは設計の段階でのミスであったのではないかというふうには私は見受けません。そうしますと、この測量設計のほうもちゃんとした入札をされて金額で契約をされておるというふうには私は考えております。前年度のことですから分かりませんが、参考のためにこの測量設計費の契約された金額、それに付随する北側と南側の町道改良工事の契約額等についてもちょっと説明をしていただきたい。

今回の繰越明許費については一番最初の議会の中でありましたとおり、総額が8,132万4,000円ということでございました。それぞれ国庫補助、地方債、一般財源使っております。そういう中で非常に皆さんが注目をされておる工事でありますので、町長が当時、災害復旧を始める前に、わざわざ熊本県の蒲島知事も連れて来られて、あそこはテレビで映ったんです。ですから、恐らく完成した時にはまた県から偉い方がお出でになる可能性もあると思います。ですから、そういう意味からすると、やはりなるべくいろいろな問題が生じないでスムーズに当初の予定どおり造られるのが、私は当然であったと思います。そういう意味で、そのあたりの金額を教えてください。

それと、8月31日が工期でありましたから、私は9月1日行ったときに、あそこで重機が動いておるのを見て、あら何でということ担当のほうに尋ねた経緯があります。その際にはまだ工期の看板も8月31日でありました。9月1日に見に行った時ですね。聞けば、8月20日に工期の延長ということで。ただ、工期の延長についてはこの契約の中ではありませんからよろしかったんですが、ただその辺りからしても、やはり現場に対して役場のほうからの管理が、私はその点においては不十分である。契約変更した後10日間も看板の期日の変更がされていなかったと、それを確認もできていなかったということは、私は担当課の管理不足であったというふうに指摘をせざるを得ない。それと、31日には通常でいけば検査が終了しとるということであれば、8月の中旬以降には、本来であるならば何も変更がなければ工事は完了しとる。それがするかしないか分かるのはいつ頃かといいますと、やはりもう7月の中頃であると思いますが、そうなってくると8月6日には高森町の今議会は臨時議会を開会いたしております。ですから、このような変更が出る、このような問題が生じておるということであれば、当然8月6日に提案をすべきであった。それが工期最初の契約である8月31日を過ぎた今回の議会で提案すること自体も、私は議会に対する説明不足と、少し軽視した面があったのではないかと、そのように考えておりますので、そのあたりも含めて担当の方の御説明を伺いたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 10番議員の質問にお答えいたします。

まず1点目は、設計委託がどうであったかということでございますけれども、それに関しましては、きちんとした測量会社で設計を行っておるものでございまして、変更がなぜ起きたかと言われましても、やはり現場に入りまして分かることや、そ

ういったもろもろの条件等が、実際に入ったら現場では違っていたということもございます。そういった関係で変更は生じるものでございまして、この工事に限らず、公共工事におきましては、その状況に応じて変更させていただいておるのが現状です。

この工事に関しての変更については、御理解していただきたいということでございますけれども、その1工区、2工区の部分の工事の金額をとということでございましたけれども、ちょっと今手元にございませんので、後ほど報告したいと思います。

それと、31日の工期の件でございますけれども、今議員さんが御指摘にございましたように、工期変更の表示が遅れておりましたことは、これは事実でございますまして、看板の訂正漏れと申しますか、それが生じたことにつきましては監督不行届ということでございますが、今後以後、表記漏れが遅れないように以後気を付けていきたいというふうに考えております。

それと、8月6日の臨時議会等になぜ提案ができなかったかという件でございますが、実際、旧橋梁の撤去が終わったのが8月14日ということで確認しております。それから産廃数量等をマニフェストと申しますか、数量等が上がってくるのがだいたい通常1週間ほどかかるということでございまして、8月6日時点ではまだ橋梁工事は済んでいなかったということで、その時点での議会への承認はまだ数量もかさまっておりませんので厳しい状況でありまして、今回9月の定例会の9月初日に提案するという事務方の都合と申しますか、事務方のスケジュールも加味しまして、今日の提案となったわけでございます。

以上で説明申し上げます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君

○10番（佐伯金也君） さっき建設課長言いましたよね、8月31日が工期の場合はもう8月31日までに検査を終えとかなければならない。そうすると、検査を終えるために請負業者の方は少なくとも書類整理等がありますから、10日ほどのスペースを持って、その以前に工事を完了する義務がある。そうしたら、だいたい逆算していくと分かる。8月20日ぐらいにはだいたい現場工事というのは終わらないかん。今のあなたの説明は、14日の日に解体のどうのこうのと言って、マニフェストが出てくるのが1週間かかって21日ということになってくる。もうそがなんと現場的にはだいたい終わらんわけですよ、そういうふうな話を聞いておると。ですから、この終わらないということに対して、事前に管理をしている、要するにそこを見ている建設課として、その流れというのは、私は事前に分かっておっ

たと思うんです。だからこそ、そうなればそういう恐れがあるならば、事前に十分設計業者、それと現場の会社、その三者間で協議をしていけば、私はもう8月6日に提案ができたと思います。今の建設課長の答弁を聞くと、非常に不安が残る。やっぱり町長がいつも言うスピード感、そして非常に違う視点から見えていられる。議会の中での答弁も非常に気持ちがいい。あなたの答弁というのは非常に不安をあおるような答弁になってしまっている。やはり今後、町長の下でちゃんと事業を執行していこうと思うならば、あなたたち管理職の人たちがそのスピードに追いつくように、もう少し自覚を持ってもらわんことには、私は全てのものについては、全て町長から答弁いただいたほうが一番安心できる。管理職のあなたたちからもらうとなんか不安でならないんです。ですから、そのあたりについてね、そこが要するに工期的に見て8月6日までにはもうちょっと出来たんじゃないかなと。早く、思います。ですから、これについては建設経済常任委員会のほうに付託される、私はそれを希望いたしますので、そちらのほうで後の資料については提案をしていただきたい、そのように考えております。答弁は結構でございますが、町長さんのほうをちょっと見習っていただきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番、佐伯議員の御質問に対して、松本課長のほうから答弁がありまして、またなかなか分かりづらいということで御指摘がございましたことに関しましては、私自身がすべて把握しておかなければいけないことですので、これから先しっかり話し合っていきながら、今後も今回も含めまして分かりやすい高森町役場を目指しておりますので、しっかり務めてまいりたいというふうに思っております。

また、今議員がおっしゃった、この今回の議会の提案に関しましてでございますが、まずはこれはおっしゃっている気持ちの気概の部分はよくお分かりいたします。御説明いただいたように、蒲島知事若しくは政権与党の幹事長まで来られて九州北部豪雨災害の、高森の中での災害の中での一番、これはマスコミもブラッシュアップしたところがございますので、ですからこそ社交金の中でもなかなか採択に、現時代ではならない補助金の採択もいただいております。よくおっしゃる国費、県費も入りましての事業でございますので、だからこそ工期であったり内容であったり、若しくは出来上がりの品質であったり、そういうところはしっかり管理をするべきじゃないかという御指摘だというふうに思っております。私もこれだけ国の税金、

県のお金をいただいてとなるとするならば、しっかりやはり工期を守る、若しくは品質向上に努められる、そういうところというのはやはり基本ではないかというふうに思っておりますので、看板の件に関しましては今後は建設課も通常やっておりますが、さらにこのような災害復旧のスピード感が必要な事業に関しては特に注視するように指示をしてみたいというふうに思っております。

また、設計の変更でございますが、基本的に議員がおっしゃるように、予算内の変更でありまして、繰越明許費の変更はどうかと、いかがなものかと、どうかという御指摘がございました。確かに議員がおっしゃる繰越明許というのはやはり違うものであります。私がちょうど就任をする前の年も実は繰り越しされておりました、根子岳観光線という事業が、確か私の代になってすぐだったと思いますが、繰り越しでの内容変更だった、工期変更だったような記憶がございます。この予算内の変更に関しまして、私も今日からタブレットを持ち込みが試験的に可能になっておりますので、データを今確認をいたしました、確かに議員おっしゃるように、毎年毎年それなりに工期変更であったり、金額変更、工期と金額の変更、若しくは内容の変更というのが、各年、平成16年以降を出してあります。しかしながら、特に今回の事業に関しては、議員がおっしゃるように、気概を入れて、これだけやはり知事まで見に来た場所であるのでしっかりやれという御指摘というふうに受けましたので、これから先もしっかり、このような工事のときには、私自身も肝に銘じて努めてまいりたいというふうに思っておりますので、建設課長の答弁が分かりにくいということでしたが、しっかり普段はコンタクトを取って協議をしてこれからもまいりますので、どうかまた御指導のほどお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第47号 高森町手数料条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第47号、高森町手数料条例の一部改正について

てを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第47号、高森町手数料条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、個人番号通知カードの再交付及び個人番号カードの再交付手数料を定める必要がございますため、高森町手数料条例の一部を改正するものでございます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、条例の制定及び改廃については議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

なお、改正の詳細については、担当課から御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 阿南一也君。

○住民福祉課長（阿南一也君） 議案第47号、高森町手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法等の施行に伴い、通知カードの再交付及び個人番号カードの再交付等に係る手数料を制定するため、高森町手数料条例の一部を改正するものであります。

御承知のように、平成27年10月5日からマイナンバー法が施行されることに伴い、住民票を有するすべての方にマイナンバーを通知するため、個人番号通知カードが地方公共団体情報システム機構から郵送されます。その後、平成28年1月から本人の申し出に基づき、個人番号カードの交付が始まります。各カードの初回交付手数料は国が費用を負担するため無料となりますが、滅失、盗難等の理由により再交付をする際の手数料については国の負担はないため、受益者負担の考えにより有料となります。このため通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について定める必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

具体的には、通知カード再交付手数料1件につき500円、個人番号カードの再交付手数料1件につき800円としております。この金額は平成27年4月17日付総務省から事務連絡でありました通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取り扱いにおいて示された基準額といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第48 平成27年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第48号で御提案いたしました平成27年度高森町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,869万8,000円を追加し、予算の総額を43億11万4,000円とするものでございます。

まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正の主なものについて御説明いたします。歳入でございますが、第10款地方交付税につきましても、交付額が確定したため増額するものです。

第14款国庫支出金は、地方創生先行型交付金とマイナンバー関連補助金を、第15款県支出金については、地域づくり夢チャレンジ推進補助金、鳥獣被害対策費補助金を計上いたしました。

第18款繰入金は、普通交付税の増額に伴い、財政調整基金からの繰り入れを減額するとともに、介護保険特別会計からの繰り入れを計上いたしました。

第21款町債は、辺地債を増額するものです。

続いて、3ページの歳出について御説明いたします。第2款総務費においては、マイナンバー制度対応ネットワーク整備委託料、プロジェクトマッピング等周知広報事業、女性が輝く地域づくり事業市町村負担金、（仮称）まちづくり会社実践事業補助金、ふるさと納税用サイト広告掲載料、マイナンバー関連事務委託負担

金を計上いたしました。

第3款民生費では、災害時要援護者台帳管理システムリース料、地域包括支援センターシステムリース料、介護保険事業操出金を計上いたしました。

第5款農林水産業費では、有害鳥獣駆除助成金を増額計上いたしました。

第7款土木費では、道路新設改良費の施設移転補償調査業務委託料、町道舗装の原材料費、町営住宅に関わる修繕料、工事請負費を計上いたしました。

第8款消防費では、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金を計上いたしました。

4ページをご覧ください。第9款教育費では、スクールバスの修繕料を計上いたしました。

最後に、第13款予備費を増額しております。

続いて、5ページの第2表債務負担行為補正については、災害時要援護者台帳管理システム、地域包括センターシステム及び多面的機能支払事業、町推進事務分デジタル複写機を、いずれも5年リースで導入するため追加するものであり、平成28年度から平成32年度までの債務負担行為となっております。

また、6ページの第3表地方債補正については、町道整備事業として辺地債を300万円追加し、補正後の限度額を3,560万円とするものでございます。対象となる事業は、道路新設改良費の委託料でございます。

以上が、今回御提案しております補正予算の概要でございますが、詳細につきましては、お配りしております補正予算概要書にて御確認をお願いいたします。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第49号 平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第49号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） こんにちは。議案第49号で提案いたしました平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億4,233万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,785万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算の主なものについて説明申し上げます。第8款共同事業交付金、第1目共同事業交付金につきましては、1億3,895万8,000円増額しております。これは、国民健康保険財政の平準化・安定化を図るためのもので、市町村の国保特別会計からの拠出金を財源として、県単位で費用調整されている保険財政共同安定化事業に係るものであります。また、1件の医療費の額が30万円以上80万円未満のものが対象でありましたのですが、本年度からすべての医療費に拡大されたことに伴いまして、補正の必要が生じたものでございます。

第11款繰越金、第2目その他繰越金につきましては、331万7,000円増加しております。これは平成26年度分国民健康保険特別会計の繰越金額が確定したことによる増額でございます。

続きまして、7ページです。歳出予算の主なものについて説明申し上げます。第6款共同事業拠出金、第2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1億3,895万9,000円増額しております。これは歳入で説明申し上げましたが、本年度からの事業拡大に伴うものでございます。

第10款諸支出金、第1目一般被保険者保険税還付金につきましては、200万円増額しております。これにつきましては、本年度も5カ月を過ぎましたが、社会保険加入等による国保離脱の届出が多数あり、また、中には平成26年度中の社会保険加入の届出事案も見受けられることから、今後も高額な還付が見込める現状から増額したものでございます。

第11款予備費につきましては、収支の調整を行っています。

以上、今回提案をしております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を

終わります。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第50号 平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 日程第11、議案第50号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

- 健康推進課長（馬原恵介君） 議案第50号で提案いたしました平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ302万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,735万2,000円とするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第4款繰越金、第1目繰越金を302万6,000円増額しております。これは平成26年度分後期高齢者医療特別会計の繰越金額が確定したことによる増額でございます。

続きまして、7ページです。第5款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案をしております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第51号 平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第51号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第51号で提案いたしました平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2,224万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,462万5,000円とするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第3款国庫支出金、第1目介護給付費負担金につきましては898万1,000円の増額、第4款支払基金交付金、第1目介護給付費交付金につきましては、374万9,000円増額しております。

第5款県支出金、第1目介護給付金につきましては、892万7,000円の増額です。

続きまして、7ページ。第6款繰入金、第1目介護給付費繰入金につきましては、758万1,000円増額しております。これは平成27年度中に支出予定の介護給費に基づきまして、国支払基金及び県並びに町それぞれの負担割に基づき負担金等を増額したものでございます。

第7款繰越金、第1目繰越金につきましては、847万5,000円減額しております。これは平成26年度分介護給付費負担金等の精算及び繰越額の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて説明申し上げます。8ページから9ページ中段までは、歳入予算補正に伴う財源組替となっております。

第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金につきましては、平成26年度介護給付費等負担金等の国支払基金及び県精算分を1,057万5,000円増額しております。

続きまして、10ページをお開きください。

同款第3項繰出金、第1目他会計繰出金につきましては、平成26年度介護給付費等負担金等の一般会計精算分を255万1,000円増額しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第52号 平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第52号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第52号で御提案いたしました平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正の主なものは、平成26年度の繰越金確定に伴うものでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,378万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,609万9,000円とするものであります。

歳入について、御説明申し上げます。6ページをお開きください。

第3款繰入金につきましては、一般会計繰入金調整額を4万7,000円計上いたしました。

また、第5款繰越金につきましては、繰越金が確定しておりますので、当初予算額と確定額との差額1,373万3,000円を計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。7ページをお開きください。

第4款予備費につきましては、先ほどの繰入金と繰越金補正額1,378万円を増額計上しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第53号 平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算 について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第53号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第53号で御提案いたしました、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正の主なものは、平成26年度の繰越金確定に伴うものでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,717万円とするものであります。

歳入について御説明申し上げます。6ページをお開きください。

第3款繰越金につきましては、繰越金が確定しておりますので、当初予算額との確定額との差額24万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。7ページをお開きください。

第2款予備費につきましては、先ほどの繰越金補正額24万6,000円を増額計上しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第15、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

9月10日から9月15日までは休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、9月10日から9月15日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後0時16分

9月16日（水）

（第2日）

平成27年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成27年9月16日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
1 番	牛嶋津世志	乗合タクシーの現状	① 現在運行している乗合タクシーをどう思われるか ② 運行開始当時の利用者数は？また、平成26年度までの利用者の推移状況はどの程度か ③ 交通弱者の町民のためには必要と思うので、利便性など協議する時期ではないか
		高森町新教育プランの啓発	① 第2次高森町新教育プラン及び文科省委託事業が始まったが、町民の周知度は ② 第11回くまもと教育の日「阿蘇フォーラム」が10月24日（土）高森中学校で開催されるが、高森新教育プランの啓発は
		18歳選挙権について	① 来年夏の参院選から選挙権年齢が18歳以上に引き下がることとなるが、学校教育現場での対応はどのように考えておられるか

2 番	岩下 健治	公共工事後の今後のあり方について	① 町の発注する公共工事に関する現状について（件数・金額・落札率など） ② 地元業者の育成策をどのように考えているのか
-----	-------	------------------	--

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	牛 嶋 津世志 君	2 番	岩 下 健 治 君
3 番	後 藤 三 治 君	4 番	興 梶 壽 一 君
5 番	芹 口 誓 彰 君	6 番	立 山 広 滋 君
7 番	森 田 勝 君	8 番	本 田 生 一 君
9 番	田 上 更 生 君	10 番	佐 伯 金 也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総務課長	佐 藤 武 文 君	生活環境課長	安 藤 吉 孝 君
政策推進課長	甲 斐 敏 文 君	健康推進課長	馬 原 恵 介 君
住民福祉課長	阿 南 一 也 君	税 務 課 長	沼 田 勝 之 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	建 設 課 長	松 本 満 夫 君
会 計 課 長	河 崎 みゆき 君	教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君
たからポイントチャンネル事務局長	東 幸 祐 君	監査委員事務局長	安 方 含 君
総務課長補佐	後 藤 一 寛 君	総務課長補佐	岩 下 徹 君
政策推進課長補佐	定 光 貴 文 君	生活環境課長補佐	田 上 浩 尚 君
健康推進課長補佐	丸 山 雄 平 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君
建設課長補佐	荒 牧 久 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

なお、農林政策課審議員 古澤要介君、教育委員会審議員 堺昭博君から欠席届があつておりますので報告いたしておきます。

お諮りします。

手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） おはようございます。1番 牛嶋でございます。

初めてでございますので、まず草村町長におかれましては、2期目の新しい高森町を目指すということで、たいへん期待するものであります。私も1期目でございますが、協調すべきは協調して、まちづくりに貢献したいと思います。1期目4年間でございます。よろしく願いいたします。

では、総括に進めたいと思います。まず交通バス産業の撤退で始まった地方バス運行特別対策補助及び乗合タクシー等の運行助成の事業を進められていますが、運行見直しなどなされているのか。次に、高森町新教育プランについて、第2次がスタートいたしました。教育関係者は知っていても一般の町民の皆さんはどれだけ理解されているのか。最後に、来年の夏より選挙権が18歳以上に引き下げられる決定がなされて後、新聞等の取り上げが教育関係を含め多くなりました。高森町教育委員会はどうであるか。以上、3項目の質問を進めたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、まず第1に、平成24年3月27日に決議された規則第6号、高森町乗合タクシーの運行に関する規則の施行により、平成24年4月1日より運行を始めた高森町乗合タクシー事業であります。現状の運行状況をどのように感じられているかお伺いしたいと思います。

次に、乗合タクシーの利用者も一部地域を除いて減少傾向にあると思われるが、運行開始から平成26年度までの利用状況はどのようなになっているか伺いたいと思います。

3点目に、公共交通時刻表がありますが、あれがどうも記載が乗合タクシーの時刻表が3、4ページから9ページのほうに飛んでおります。こういうのも余り住民のためには余り優しくないかと思imasので、そのあたりを検討されて、公共事業交通空白地帯の住民のためには大事な事業であると思imasので、今後、担当課だけではなく、健康福祉課など横軸連携で住民の利用しやすい乗合タクシーの運行などの見直しが必要かと考えますが、そのあたりの対応をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

なかなか慣れておりませんので、一応訂正いたします。では、もう一度伺いたいと思imas。乗合タクシーの現状で、現在運行している乗合タクシーをどう思われるか御返答よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。1番 牛嶋議員の質問にお答えいたします。

まず、乗合タクシーをどう思われるかという質問ですけど、乗合タクシーになります前に、まずその前段として、町民バスの運行をしておりました。このことからちょっとお話ししたいと思います。まず、町民バスにつきましては、路線バスの代替として平成16年4月1日から町民バスとして8路線運行しております。その後、利用者の減少とか利用者のニーズに応えるべく見直しを行ってきたところです。議員が言われるように、特に利用者の少ない町民バス路線につきましては、徐々に乗合タクシーへ移行しております。移行といいますのは、まず平成24年4月1日から高森環状線を全便乗合タクシーに移行しました。それから、平成26年4月1日から河原線、津留野尻線、尾下線につきましては、第3便のみを乗合タクシーのほうに移行しました。

そこで、質問の乗合タクシーをどう思われるかということですけど、行政としましては最小限の予算で最大限の効果を上げる方法を模索することが必要ですが、平成24年当時の高森環状線の利用客はごくわずかで、空バスが走っているような状況でした。全便を乗合タクシーに移行したわけです。移行した当初は、それまで町民バスを利用されていた方がかなりおられまして、その方々がタクシーを利用されておりましたけど、その後、徐々に利用者が少なくなってきました。利便性の

面から見ますと、行政が運営する場合、どうしても道路運送法等の縛りがあり、タクシーとはいえども、停留所を配置して乗降する方法しかとれないわけで、予約制も致し方ないところでもあります。ところが、町内の2つのタクシー業者がありますので、そのタクシー業者のほうに町からある程度利用者の要望に沿うよう利便を図ってくださいというお願いをしております。ですから、利用者にも気軽に乗合タクシーの運転手さんのほうに、ある程度お願いされていいということ伝えておりますので、今後ともそのような利用の仕方をしていただきたいというふうに思っております。

町としましては、先ほど議員言われましたように、この時刻表を出しております。この中に乗合タクシーの乗り方とか、あとは各町民バスの時刻表を出しておりますけど、これを全戸配布して乗合タクシーの乗り方も周知しているところですけど、まだ住民の中には、このような制度を御存じない方もおられることを再認識しまして、今後は広報とかT P C、たかもりポイントチャンネル等を通して周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） ありがとうございます。

次に、24年度から始まりました乗合タクシー、26年、27年の現在、だいたいの程度の利用者数があるか、またどの路線が運行しているかを伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 乗合タクシーの利用者の数ですけど、まず運行開始当初から現在までの高森環状線と山東部の3路線、先ほど申しました路線につきまして2つに分けて御報告したいと思ひます。

まず、高森環状線ですが、御存じの通り、高森環状線の路程は町内から湧水トンネル公園、森部落、津留部落、南公民館、別所を經由しまして、上在を通過して街中を巡回するコースとなっております。これは、先ほど申し上げましたように、平成24年4月1日から全便を乗合タクシーに移行しております。その利用者数は平成24年度が延べ50名です。町からの助成金額が1万8,540円です。平成25年度は御利用がありませんでした。平成26年度が延べ3名で、町からの助成金額が680円です。平成27年度は8月までになります、延べ8名の利用で4,680円が町からの助成金となっております。また、山東部の3路線、河原線、津留野尻線、尾下線につきましては、26年4月1日から第3便だけを乗合タクシーに

移行しておりますが、平成26年度で88名の利用で、町からの助成金が41万5,480円、平成27年度が8月までの実績ですけど、43名の利用で20万40円となっております。町からの助成金額につきましては、町民バスと同じ考えで、町民バスで利用いただく、利用者に負担いただく1回200円を個人から徴収いたしまして、残りを町からの助成金として支払っている現状です。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） ありがとうございます。

先ほども言いましたように、時刻表等の3ページ、1ページ、なかなかちょっと利用しにくい意見があるかと思えます。街中環状線においては多少増えてきているかと思えますが、このあたりをもちまして、もう少し利用性を考えていただきたいということと、先ほど申しましたように、福祉とか健康課あたりと連携いたしまして、本当に必要な住民のために利用できるような見直しが出来ないかと思えますが、そこらあたりをどのように考えておられるか伺いたいと思えます。よろしく願います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。1番 牛嶋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

通告どおりの御質問ですが、まず牛嶋議員におかれましては、初立候補で初当選ということで、議員としてのマニフェスト、町民とのお約束である「私の目指すもの」というところで、明確に掲げられております自分の公約に沿った一般質問であるというふうに認識をいたしました。改めまして、御当選おめでとうございます。と同時に、私の4年間に対する期待もお言葉で激励もいただきましたので御礼を申し上げます。

今日の1つ目の質問、乗合タクシーの現状の中で、交通弱者の町民のためには必要と思うので、利便性等をどう考えるか、何かほかに方法はないかということだと思います。まずは、町民の方も聞かれておりますので、これは経緯があります。私より前の執行部のときに町民バスへの移行ということになっております。11年が経ちまして、その間、町民バスを利用される利用者の方にも大きな変化が起きてきております。1つ目は、発足当時はもうベテランの方、行政出身の方が多いですので、十分御理解されてると思いますが、無料のバスから、有料の町民バスへ移行したため、相当な抵抗感があつたのではないかと私は思っております。2つ目、この路線バスから町民バスへの移行ということにおいても、当時利用されていた方が随

分施設入所等によって利用がなくなってきたのではないかと、また利用者がだから減ってきてると。3つ目が順次、要は交通弱者という表現になると思いますが、やはり高齢者になれば誰でも大変なところでございます。そういう中で、ある程度、現状の町民バスの運行に関しては納得されている感があって、実は要望等はかなり減ってきているという、この3つの現状がでございます。

議員が言われている、その後の乗合タクシーについては、高森の環状線が4年目、山東部の3路線が2年目ということで、町としてはこの移行したことによって、確かに相当な経費削減につながっているのは事実でございます。しかしながら、一方で議員が問われる、利便性について、どうにかもうちょっと考えることはできないのか、若しくは考えはないのか、若しくは考える時期に来ているのではないかということじゃないかなというふうに思っております。多分、いろんなところを、牛嶋議員の経歴を察しますと、PTA等々で視察に行かれていると思います。例えば、熊本であれば長洲、若しくは福岡であれば八女、これはGPSを使って、ドアtoドア方式、玄関から目的地までということで、予約センターがGPSを使ってやるということです。ただ、全国でこれは成功として特出されている形が一つだけあるんですけど、それはやっぱり私から見れば、町が集中しているところ、要はコンパクト化しているところであれば、このGPSを使った形というのは非常に利便性に繋がるのではないかというふうに思っております。

また、高森町は双方向が実現できるもう環境が揃っております。要は、あとお金さえ払えば、予算さえあれば、双方向はできるんです。ただ、できる前にやはりテレビの使い方であったり、データ放送の使い方というのを、議員が問われる、交通弱者の方も、やはりある程度慣れてもらわないと、いきなり双方向のシステムを入れたとしても、それはなかなか広報が難しいんじゃないかなというふうに思っております。私自身、この結果を先ほど甲斐課長が答弁された結果を見ますと、元々がやっぱり山東部とこの平坦部の、同じ条件で考える、一緒になってそこを議論していくというのは、私はそれ自体が不可能なんじゃないかなと思っておりますので、今日議員がおっしゃった何か考えはないかということで、できればそういうところをしっかりと協議していただきたいと思いますし、担当課にもそのような指導をしてまいりたいというふうに思っております。

今年、御承知のように、総務省の過疎地域集落ネットワーク圏形成支援事業というのに採択をいただきまして、その中で公共交通関係も連動させていくことになっております。やはり、具体的に言いますと、先ほど言ったようにコンパクトシティ

を、全体で一つに考えるのではなくて、山東部で1個、若しくは街中で1個と、これは例なんですけど、そういう形で戦略を練っていかなければいけないかなというふうに思っております。今年度から平成31年までの期間で、自治体策定が義務付けられている人口ビジョンと、地方総合戦略の中でも公共交通機関の位置付けというのはたいへん重要なものであるというふうに認識をいたしております。これまで11年間で町民バスから乗合タクシー、いろんな検証しながら移行してきたわけですが、今後もこれは検証しなければいけないんですが、今、私はやはりここに来て人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定とする時代にきておりますので、余計ここはやはりしっかり、今年は議論を始めていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） ありがとうございます。

なかなか私も山東部と平地の条件の難しいところはなかなか考えるところでございますので、私たちのほうとしても何かいい案がないかを考えたいと思います。

続きまして、先ほど一度質問いたしました、平成24年度より始まった高森町新教育プランの第二次ステージが始まりましたが、教育関係者、PTAのほかに余り町民の方に知れ渡っていないということがございます。また、TPC放送などで活用されている、皆さんに紹介を深めてもらっていると思いますが、まだまだなかなか町の人たちには何ぞやというようなところがあるかと思えます。このあたりでどのようにもう少し啓発をしていただくようなことなんか考えておられるかを伺いたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） おはようございます。1番 牛嶋津世志議員の一般質問でございます。

1点目です。第二次高森町新教育プラン及び文部科学省事業が始まったが、町民への周知度はという質問でございます。まず、高森町教育プランの教育戦略は、「町をあげて風に乗る、国や県の動向を見据えて」です。平成27年度から国が進める地方創生、少子化に対応した活力ある学校づくりに関する国の新規事業を3つ取り入れて動いています。

まず1点目ですが、首長部局との共同事業による新たな学校モデル構築事業、2つ目に人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持・向上に関する実証事業、3つ目に英語教育強化地域拠点事業ということで、第二次高森町新教育プ

ランとして動き出しています。また、本日、文部科学省の委託事業であります人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持・向上に関わる実証事業におけるテレビ会議を活用した遠隔授業が行われています。これは高森中央小学校と高森東小学校とJICA、宇宙航空研究開発機構の3点を接続して実施する遠隔授業です。今日、午前9時15分から午前10前後まで行われておりました。

取り組みの概要につきましては、6年生の理科の授業におきまして、テレビ会議システムでJICAと結び、月と太陽の表面の様子について調べたことを、専門家に分かりやすく伝えるとともに、調査結果について専門家からアドバイスをもらう双方向型の遠隔授業を行っています。

また、町民への周知につきましてははということで御質問がありましたが、高森町新教育推進フォーラムを開催をいたしました。住民の方への周知につきましては、新教育プラン推進フォーラムのチラシを作成し、全戸に配布をいたしております。また、高森ポイントチャンネルで広報し、住民の方への周知を行いました。参加者につきましては、全体で220名の方が参加をされております。

推進フォーラムでは、高森町新教育プランについての概要説明を行い、先ほど申しました3つの新規事業の説明を行っております。その後に講演を行いました。教育再生実行会議委員の貝ノ瀬滋先生に「教育再生最前線 コミュニティスクールと小中一貫教育をよむ」と題して講演をいただいております。このフォーラムの講演の様子につきましては、高森ポイントチャンネルにおいて放送をいたしております。

また、学校、PTA、学校運営協議会等でそれぞれの機会を捉えて情報発信や啓発を行ってまいります。具体的には、学校のホームページ、それから行事、それから公開授業、それからPTAや学校運営協議会での研修大会や連絡協議会の機会を利用した情報発信です。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） ありがとうございます。

貝ノ瀬先生の講演を私も伺いましたが、いろいろ勉強になるところがあったとおもいます。また、ますますいろいろ努力されることをお願いしたいと思います。

続きまして、本年10月に高森中学校で行われる「第11回熊本教育の日、阿蘇フォーラム」が開催されます。当日は、阿蘇郡市の教育関係者及びPTAが多数参加されることになっておりますが、このあたりで高森町の新教育プランを紹介する良い機会だと思いますが、そのあたりで何か検討されているのか伺いたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 先ほど遠隔授業の中で、3点、高森中央小学校と高森東小学校とJICAと申しましたが、JAXAの間違いでございました。訂正いたしたいと思います。

それでは、「第11回熊本教育の日、阿蘇フォーラム」が10月24日、土曜日になりますが、高森中学校で開催されるが、高森町新教育プランの啓発はどの質問にお答えいたします。

まず、熊本教育の日を熊本県が平成17年度に制定をいたしております。阿蘇郡市ではこの制定に伴い、阿蘇PTA連合会、阿蘇郡市教育委員会連絡協議会、熊本県阿蘇教育事務所で、この機会を教育の大切さを認識する良い機会と捉え、三者合同でこのフォーラムを開催をいたしております。これは各市町村が持ち回りでなされております。

参加者につきましては、各市町村、各PTAから全体で約500名の方が参加をされております。本町の場合におきましては、各学校から、それから各学校のPTAの方が参加されております。また、教育委員会の教育委員さん、教育委員会の関係者が参加をしております。

それから、一般の住民の方々への周知につきましては、高森ポイントチャンネルにおきまして周知を、広報をしたいというふうに考えております。この中で高森町新教育プランの啓発はということのお尋ねでございますが、高森町新教育プランの啓発は、午後の第3分科会で開催地高森の特色のある取り組みとして、「ようこそ未来の学校へ」、「体験しようICTを活用した模擬授業へ」と題して、まず高森町新教育プランの概要説明を行います。高森町の新教育プランがどのようなものかを知っていただき、その後にICTを活用した模擬授業を行います。具体的には、熊本県教育委員会指定のICTを活用した「未来の学校創造プロジェクト授業」、文部科学省の委託を受けて取り組みます「人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上にかかる実証授業」の研究を通しまして、児童生徒の思考力、表現力等を育成するために授業における電子黒板や実物投影機、タブレットPCの活用について研究を深めています。実際にICT活用による模擬授業を体験していただき、ICT教育の可能性を実感していただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 1番 牛嶋議員の質問にお答えいたします。

今、局長のほうで答弁したとおりでございますが、議員には郡P連の会長として阿蘇郡市へ高森町新教育プランを今まで啓発をいただいております、特にICT教育の郡市内への推進にたいへん御尽力をいただきました。郡内でも少しずつ動き出してきました。今回の高森町開催のフォーラムは、その議員の思いをつなぐ、更なる啓発の場になるというふうに確信しているところでございます。

冒頭、議員がおっしゃいましたように、町民への啓発ということ、私もなかなかやはり難しいなということを考えています。今日もJAXAで相模原と、最前線とつないで授業が行われて、私も冒頭見てまいりましたが、すごいなと思いました。子どもたちが直接、最先端の方から指導を受け、またいろんな疑問等を、昨日から今日の朝にかけてNHKのテレビで、高森でこういった授業が行われるという報道がありまして、また今日は熊日からも取材等をしていただいております、そういった一つ一つの積み重ねの中で、町民の方々に少しずつ分かっていただきたいということ、そしてまたこうして議会で質問いただく、これがまたポイントチャンネルを通して町民の方々に話ができるということは、たいへん有難い機会をいただいているというふうに思っております。

今後、本年度初めて実施しました推進フォーラムもその一環でございますが、ただ振り返ってみますと、やはり町民の方に出てきていただくということについては、もっともっと踏み込んだ取り組みをしなきゃならないなという反省を持っているところでございます。

今後、11月16日に3年連続となります、また研究発表会を高森でいたします。議員の皆さん方にも昨年、一昨年と、いろいろ御指導いただきましたが、本年も実施しますので、またよろしくお願ひします。併せて、そのときにも町民の方々にも呼びかけて、できるだけ今の状況を知っていただき、また子どもたちを励ましていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） ありがとうございます。

最後になりますが、平成19年の5月に制定された憲法改正国民投票が、投票権年齢を18歳といたしました、実際、期限の22年5月22日をもっても確定しなかったのですが、ようやく28年6月から施行されることが決まりました。これに伴い、選挙年齢が18歳以上と引き下がることになるが、今後、教育現場で課題となることが予測されるが、現在、学習指導要綱に基づき、小学校、中学校及び高

等学校の各段階の社会科及び公民科におきまして、政治や議会の仕組み、政治参加の重要性や選挙について指導されておりますが、今後は小中学生について、主権者教育における中立性の確保を前提としつつ、各学校の段階に応じて主権者教育の充実を図るために施策を推進することも重要であると思われまます。現行の公職選挙法においては、学校という場所に着目して選挙運動を規制するような規定は存在せず、また児童生徒を学生という身分に着目して選挙運動を規制する規定も存在していません。学校の先生方は、教育の政治的中立性が大前提となっておりますが、教育者を指導する立場の教育長は今現在はどうのような思いでおられるか伺いたいと思えます。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 1番 牛嶋議員にお答えいたします。

主権者教育ということでお話がありまして、これからますますそういったところが重要視されてくるなと思えますが、私は先日、高森高校の運動会に参加いたしまして、草村町長の挨拶がございました。この日は朝から天気が余り良くありませんで、町長が挨拶に立たれたときが土砂降りの真っ最中でした。町長は傘もささずに背広ずぶ濡れになり語られました、高校生に。高校生もずぶ濡れの中で町長さんの話を真剣に聞きました。その中で町長が高校生に語られたことが、私はたいへん今後のあり方として重要ではないかなということを感じました。それは町長は特に3年生に対してということをつけ加えられて、社会とのつながりを持ってほしいということも熱く熱く語られました。土砂降りの雨の中で、町長と高校生が相対して、私は失礼ながらテントの中でしたが、たいへん私は感動いたしました。また、高森中の吹奏楽団も加わった、雨降って地固まるといいますか、素晴らしい運動会が展開されてまいりました。少子高齢化社会といわれていますし、人口減少社会といわれていますが、若者への期待はますます増大してきています。私は、このとき町長が言われた町長の言葉、社会とのつながりにやっぱり配慮した教育の充実がますます今後求められてきているなということを感じたところでございます。

そういった点から、高森の教育を見てみますと、一つには高森町新教育プランの中でふるさと教育を推進しております。小中一貫の高森ふるさと学ということを作成して、小学校1年生から中学3年生まで一貫したカリキュラムの中で、我が町を考え、そしてキャリア教育の視点から、今後どう自分たちが育てていけばいいかということの中で学んでいるんですが、中学校3年生で子ども議会の開催ということで、もう毎年開催させていただいておまして、本年度も11月に開催できな

いかということで、今、日程調整しておりますが、こういった子ども議会の開催、そしてそういったふるさとを学ぶとか、いわゆる社会とのつながりをもつということが今後やっぱり重要になってくるということで、そういった意味からも、このふるさと教育はしっかり進めていきたいと思っています。

また、中心となりますのは、今議員もおっしゃいましたが、社会科の学習でございまして、小学校の社会科につきましては、「私たちの高森町」という副読本を平成24年度に作成いたしまして、学校で子どもたちがこれを通して学び、また町民の方々にも見ていただいているところでございます。

中心となります中学校の社会科では、これは学習指導要領等によりまして、国の政治の仕組み、それから民主主義と政治参加、地方自治等について学ぶことになっておりまして、子どもたちもそういった学習をしているところでございます。

そういうことを含めまして、文部科学省から今回の動きにつきまして、県の教育委員会を通じて7月28日付けで依頼が来ております。大きく2つありまして、一つは高等学校においては、生徒に対し国家や社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊にするための教育の充実を図ることという、高等学校に対する、これは県の教育委員会が管轄しておりますので、県の教育委員会はこの依頼を受けて、高校教育についての内容の充実を図ると思います。そして、続けて小中学校段階においても、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家や社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うよう教育の充実を図ることということで、小中学校は発達段階に応じて、そういった教育をもっともっと充実しなさいということで依頼されています。

2点目は、先ほども議員おっしゃいましたが、学校教育においては教育基本法等に定める学校の政治的中立を確保することが必要であり、各学校において関係法令等を遵守した指導が行われることということで、政治的中立性ということについて依頼が来ております。教育委員会としては、この2つの観点から主権者教育ということ念頭におきながら指導の充実が図られるように対応していきたいと思っています。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番 牛嶋議員の御質問に、町を預かる立場としてお答えをさせていただきます。

まず、その前の高森町新教育プランの啓発で、「第11回熊本教育の日阿蘇フォーラム」10月24日、高森中学校開催でございしますが、これは議員がPTA会長

だった時代にかなり強く、ぜひ高森を見に来てくれと分かりやすいアピールをなされていたこともありまして、やはり思い入れが大きいんだらうなというふうに、今聞いておりました。この質問の中でその啓発という部分に関して、要は分かりやすく言いますと、阿蘇郡市の教育の環境の中で、高森町はやはり特質的な一つ群を抜いた環境構築が、議会の皆さんの御協力もあってできております。ですから、ぜひ阿蘇郡市のトップをいく環境を持っている高森町に、ほかの市町村来ていただいて、しっかり検証していただいて、そしてまた共にやっていきたい、発展させていきたいというふうに、私自身も考えております。

また、この一番中心となる18歳選挙権についてでございますが、これは教育現場での対応ということでもあります。義務教育に関しては、先ほど佐藤教育長が答弁されたとおりでないかというふうに思っております。しかしながら、議員は多分、この小中学校の教育というのの大事さということもおっしゃられたと思うんですが、私はやはり18歳に近い年のほうが、より一層考えるべきであるというふうに素直に思っております。ですから、前回、この間の高森高校の挨拶ではそういう挨拶をさせていただいたわけでございますが、課題解決型のキャリア教育と、もし県教委が本気でここを何かの形で、例えば県立高森高校に指導していただくとするならば、課題解決型のキャリア教育が必要ということは、私個人としてはぜひ指導していただけないかなというふうに思っております。町がやる、例えば風鎮祭、例えばいろんなイベント等々に、各種団体、また役場の職員さんと共に、例えば県立高森高校の1年生は全員その参加をする機会を与えると、そういう大人との真剣な議論をすることによって、やはり将来像を描けるような、その方向性の勉強をさせたほうが、私はその政治的な教養を学校現場の中だけで、高等教育の学校現場の中だけで、それを学校の中だけで構築するというのは、私は不可能と思っておりますので、やはりたいへんこれは社会の変化です、18歳選挙権はですね。だからこそ、やはり課題解決型のキャリア教育、要は地元であるものに参加をして、そこで大人と侃々諤々議論をして、そういうことによって社会とのつながりを、やはり意識していく。意識していくことによって、やはりちゃんと18歳からの選挙権についても、しっかりした意識をしていくのではないかと、私はそこから始まるのではないかとというふうに思っております。町の方向性としては、先ほど教育長が答弁したとおりでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） たいへんありがとうございました。

なかなか不慣れな質問に対して、丁寧な答弁、ありがとうございました。今後、継続して見守っていく案件かと思っておりますので、また今後、また質問することがあるかと思っておりますが、そのときはまたよろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

11時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） おはようございます。

まずもって、草村町長には2期目の当選、おめでとうございます。さらに加速スピード感をもって町政を推進していかれるとのことでございます。私、議員は初めての経験でございますので、乗り遅れないように頑張つてまいりたいと思ひます、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、通告に従ひまして、公共工事の今後のあり方について質問をさせていただきます。まず、要旨1番の町の発注する公共工事に関する現状についてお尋ねをいたします。熊日紙上によりますと、県内主要企業の2015年度決算調査において、1月から6月に決算を迎えました152社のうち、減収の割合が前年調査の22.1%から50%へ大幅増加し、純損益の減益と赤字も約48%と、半数近くに上り、消費税増税後の景気回復の遅れが現れているということでございます、中でも業種別では、建設と運輸で減収が60%台に上ったとのことでございます。

県内の公共工事を受注業者に支払われます工事請負金額の2014年度は、前年度比19.3%の減で、47都道府県中最大であり、市町村も19%の減であったと報道がなされたところであります。県内主要企業でさえ、そのような現状ですので、町内で建設業を営んでおられます業界の皆さまにおきましてもたいへん厳しいものがあると思われまふ。総務からよりますと、町内から入札参加資格申請書、い

わゆる指名願でございますが、この提出がなされ、受理されている企業は全体で33社、その内訳は主なもので土木工事17社、建築工事7社、舗装工事13社、管工事10社とのことでございます。

そこで、入札関係を事務分掌されております総務課長に、町の発注されました主な公共工事に関しまして、過去との比較、これは26年度、それ以前の5年ほど前で結構でございますので、件数、金額、落札率等、現状はどうあるのかをお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。2番 岩下議員の御質問にお答えいたします。

町の発注する公共工事のうち、現状についてでございますが、件数、金額、落札率などについてお答えをいたします。

平成26年度の業務委託を含む契約の内訳は、町内業者を相手方とするもの51件、契約金額合計約7億2,539万円、町外業者を相手方とするもの22件、契約金額合計約2億6,697万円、合計73件、契約金額合計は約9億9,236万円でございます。落札率は、町内業者の合計が96.28%、町外業者の合計が94.51%、平成26年度全体の落札率は95.8%でございます。

一方、5年前の平成21年度の業務委託を含む契約の内訳は、町内業者を相手方とするもの87件、契約金額合計約6億1,982万円、町外業者を相手方とするもの34件、契約金額合計約2億2,801万円、合計で121件、契約金額合計は約8億4,783万円でございます。落札率は、町内業者の合計が98.44%、町外業者の合計が88.52%、平成21年度全体の落札率は95.56%でございます。この中で町外業者の落札率が88.52%となっておりますのは、解体工事がございます、最低価格を設定しておりませんでした関係で88%台になっております。

全体の契約額は、もう一度申しますが、平成26年度が9億9,000万円余り、平成21年度が8億4,000万円余りというふうになっております。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） ありがとうございました。

金額におきましては、保育園の建替工事、町道の整備などの影響でしょうか、増えているようでございますけれども、件数におきましては約4割程度減少しているようでございます。バブル崩壊後は受注回数の減少から、地元業者の中には廃業を

やむなくされたところもあるように聞き及んでおります。

次に、工事種類規模別等級についてでございます。その中の一つ、土木工事についての等級でございますが、A1ランクはいらっしゃらない、A2ランク2社、Bランク7社、Cランク8社、Dランクは0とのことでございます。このランクによりまして発注金額が定められておりますので、町内業者のみでの指名数に充足するのは無理ではないかというふうに思っております。その対応につきまして、どんな対応をされておるか現状を総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議員御指摘のとおり、大きな工事になりますと、町内に該当業者がいらっしゃいませんけれども、要綱に基づきまして、下位のランクから全体の2割を超えない部分については、事情によりまして指名ができるように規定しておりますので、確かに、例えばA2になりますと2社しかございませんので、1社は上げることができます。ですから、町外の方も含めて指名をいたしまして、過半数を超えない範囲でBクラスから指名をさせていただくというやり方をしているのが現状でございます。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） 私もこの高森町工事請負建設業者選定要領第3条の但し書きをもちましても、かなり御苦労をなさっているのではと思っております。

それでは、続きまして要旨第2点目の地元業者の育成策をどのように考えているのかについて質問をさせていただきます。これも新聞報道でございますけれども、町長は7月23日、阿蘇郡市の首長や議長と県庁を訪れ、災害復旧復興工事の入札で、地元業者が有利となる評価基準の復活を求める要望書を提出されたとのことでございます。このことは県が発注される九州北部豪雨災害関連工事の入札で、地元業者の優遇を整えられたということでございますけれども、そのことによりまして地元業者の受注ができれば、私たち阿蘇に住む者にとりましても、地域産業の発展、地域経済の活性化など図る上でも非常に有難いことだと思っております。

一方、町内で建設業を営んでいらっしゃいます業者の皆さま方も、豪雨、台風、降雪等の災害が発生した場合、その応急対策等につきまして、いち早く対応をしていただいているところでございます。その貢献度は高いものがあると思われまします。しかしながら、今後、公共工事の増加が望めない中で、受注機会の減少、高齢化による人材の確保の難しさなど、業界にとりましても死活問題となっていくのではないかと危惧をいたしております。

そこで、建設業者指名方法推選審査会の委員さんそれぞれの分野に携わっておられますけれども、会長であります総務課長さんに、大変ですけれども、町内業者の育成策という観点から指名推選をする場合、どのようなことに留意されているのかをお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 2番 岩下議員のお尋ねにお答えをいたします。

指名におきましては、もちろんランクを優先して適正な工事ができることを確保しなければならないというのが当然でございますけれども、地域においては高森町は町道が広うございますので、地域によってはいろんな事情がありますので、地域に精通された地元の業者さん、下位のランクの業者さんも仕事の内容であったり、いろんな条件を加味しながら上位のランクに、先ほどと一緒にございますけれども、要綱に基づいて上位のランクに指名をするという形をとりながら、なるべく入札機会が多くなるように心がけているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） さほどの要綱第3条の但し書き、第3項の舗装その他の専門工事であるときはこの限りでないという但し書きがありますけれども、その対応にいたしましても町内業者は数が少ないというのが現状のような思いでございます。

そこで、町長がマニフェストに掲げておられます「2期目挑戦、私の考え方」、この中の町工事倫理観を含めまして、地元業者の育成策をどのように考えていらっしゃるのかをお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 岩下健治議員の御質問にお答えを申し上げます。

その前に、1番 牛嶋議員と同じく、岩下議員におかれましては、御当選をなされて1期目ということで、この4年間、また一緒にやっつけていかなければいけませんし、ぜひとも選挙公報で掲げられております公約に向かって邁進をさせていただきたいというふうに思っております。

質問のこの公共事業ですね、地元の育成ということに関してどう思うかというのが大きな流れだというふうに思います。まずその前に、私がこのマニフェスト、政策集で掲げております「2期目の挑戦、私の考え方」についてということですが、これを掲げまして無投票当選とさせていただいておりますので、このとおりに進めていくというのが私のスタイルでございます。また、この考え方についても賛同いただいている、だからこそ当選を果たしてきたというふうに確信をもって

おります。

まず、議員がおっしゃる、特に建設課長、総務課長も経験をかなり長い間なされておまして、私より精通されているというふうに思います。一転、議員が職員時代と一つだけ変化があったことは、当然、一番御承知だと思います。要は、全国的に見て公共事業が減っているということです。ですから、これからの公共事業のあり方について、過去のような考え方で予算を増やしていくやり方なのか、若しくは公共事業のあり方、公共事業の中身が変わってきたぞという、この2つに大きく分けて考えなければいけないのではないかなと思っております。それは国として、県として、市町村としてですね。また、業者さんもそうじゃないかなというふうに思っております。それは、やはり人口減少の中、私が思うには命を守る公共事業と、時代は変わっても、そこは一緒でございますが、特に防災、減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化、これが今後の公共事業のメインストリームになるというふうに思っております。その中で地元事業者をどうやって育成していくのかということだと思います。

今、問いがあります、今後の地元業者さんの育成、要は全社に仕事が減ってきているということでございますが、確かに数字的にも減っていると思いますし、これは建設業のみならず、農業も商業も、私はほかの産業もなかなか厳しい分野というのはあるというふうに思っております。その中でどういう育成をされているかということは、先ほど総務課長が答えたところでございますが、まず多分、私が思うには議員が課長をなされていた時代、役職をなされていた時代と、公務員である以上は、やはりここにいる職員はみんなやっぱり地元の業者さんに頑張ってもらいたいという思いは一緒だというふうに思います。ですから、多分、その思いであったり、その地元に対する熱意であったりする部分というのは、議員が現職時代と何ら変わらないというふうに確信をもっております。

その中でせっかくの機会ですので、今日はパネルを用意させていただきました。よくほかの自治体の、要は町外業者という括りで、なぜ町外業者が入るかということ、私もよく聞かれておりました。そもそもこれは平成21年5月1日に高森町工事請負建設業等選定要綱を作られております。これが工事種類別規模等級表ですね。よく言われる、なぜ土木だけ言われるのか私にははっきり言ってまったく理解に苦しみますが、簡単に申し上げますと、別に私が作ったわけではなくて、高森町としては昔からやっぱり下のランクの会社を上へ上げるように、上の工事にチャレンジできるような地元育成を議員が職員時代もなされてきたし、私の頃もやっている

ということです。ここに第3条の3、但し指名しようとする業者数の5割を超えることができないということですので、簡単に申し上げますと、A1というのはちょっと0社ですから、A2の工事にBのランクの業者を地元枠ということで頑張っていたらこうと思って入れるためには、A2が10社いて初めて5社以下、もし7社全部入れるとするならば、14社以上ですね。このA2に14社、高森町に2社しかいませんので、あと12社をほかから持ってきて14社の中で7つは入れられると。計21社による入札になるということでございます。私は、これは私が作った選定表でもありませんし、当然、過去の町長さんも議員さんも職員さんも、しっかり地元の育成をするために継続なされてこられたことではないかなというふうに思っております。

議員がおっしゃられる、一番議員がおっしゃりたいことは、この金額の制定であつたり、多分そういうことではないかなというふうに思っております。私がこれでお約束した県工事の県や国が定めるこの基準に関しての、私はこの県や国が定める基準を否定する根拠を私は持ち合わせておりません。逆に言いますと、高森町や何々村や何々町で独自でランクを分ける根拠というのが、私はそこは何だったんだろうかなというふうに思っております。

行政を預かる者といたしましては、やはり条例、要綱の上にくるのは、やはり法律でございますので、私よりも議員が一番理解されていると思います。その中で、やはり地方自治法にうたわれている部分ですね。地方自治法の第2条の14項が一番だと思います。最小の経費で最大の効果を上げることがやはり要求しておりますし、公正な競争を要求しておりますし、機会均等も要請をしております。ですから、指名の対象から町外業者を故意的にどうかという評価というのは、私ができることではないというふうに思っております。

しかし、議員がおっしゃるように、じゃあ仕事が減ってきて、やっぱり納税もしていただいている、地元に対して災害復旧等も一番先に駆けつけていただいている。ですから、前回も7月23日、これはA1ランクの業者さんというよりも、阿蘇建設業組合からの私たち市町村長への全員への要望という形で、西原の日置村長さんが今会長ですから、代表して私も一緒に行ったわけでございますが、せめて災害復旧工事のときには、やはり地元を前は付加点がついておりましたので、その付加点の復活をしていただけないかという要望をしたわけでございます。ただし、それは県工事の話で、町工事は議員がおっしゃるように、確かに減ってきております。

そういう中で私が1期目の最初の答弁で申し上げましたように、ハード事業がソ

フト事業、ソフト事業をしっかりとやっていると、人づくりが町づくりなんだと、町づくりは人づくりなんだということで答弁もいたしております。そういう中で公共事業を度外視するのではなくて、やっぱりどうしても取りに行かなければいけないと、一番いいのは要は単独の予算、若しくは町だけの起債で仕事をやっていくよりも、一番いいのは国の採択だったり、県の採択、当然国費、県費を65%以上、6割以上、若しくは7割以上取って、町の出し分を少なくして予算を取っていきたいと。そのためには対外的に打って出るしかないんだと。そして、打って出る以上は、やはり町のあり方、公共事業に対するあり方の方向性をしっかりと決めておかないと、私はやはりこれはほかから見たときに、どう高森町のことを評価されるかというふうに思っておりましたので、当然、私の父が草村企業グループを起こしまして創始者でございますし、政治倫理条例等もほかの行政、市町村から何か私のことで後ろ指を指されるようなことはこれはできないということで、明確に答弁を今までもこの件に関してはしてきたつもりでございます。

そういう中で予算の取り方も変わりました。その中で町だけの仕事というのが、町内の業者さんにか仕事を少しでもというのは、先ほども申し上げますように、維持工事であったり、小さい工事であったりする分に関しては、議員も一緒だったと思いますが、議員の後輩の皆さんも皆さん一緒の気持ちでございます。

私がどうしても県のこのランク分けにこだわっているのは、県と国の今新しいそのテクリスであったり、いろんな条件が入っておりますが、やはり本当に法の下に基づいて妥当性が私は非常に高いんじゃないかなと思いますので、ぜひ今後、例えば高森町の独自のこの工事種類別規模等級表、若しくは金額等を設定するとするならば、私はそこに何らかの法に基づく根拠というものがなければ、私の時代でこの2期目の4年間でするつもりもございません。

しかしながら、議員がおっしゃるように、じゃあ町の業者さんに関してはどうなのかと、これはもう土木建築業のみならず、すべての産業一緒でございますが、やはり後継者育成にも努めなければいけない。ですから、なるべく予算を多く持ってきて、若しくは分けられる工事であれば、以前もほかの議員さんの質問にもお答えしましたが、分けられる工事であればなるべく分けていく。ただし、品質と工期と、ほかの議員さんからもありましたように、国費と県費がたくさん付く事業だからこそ、ちゃんと品質と工期と、しっかり法の厳守をしていかなければいけないと。だからこそ、やはりランクに入っている業者さんがやっぱりメインストリームとなって下を引っ張っていただかなければいけないかなというふうに、私は思っ

ております。

特に緊急経済対策事業に私がこだわっていますのは、議員も一番御承知だと思いますが、もう限定されますので、予算の幅もつきます。そして、ある程度、こちらが自由に使える交付金が付いたりという形が出てきますので、私はそういうときに、できればすぐ工事ができるように、普段から測量会社等に頼まず、自社で、自社というよりも高森町で、建設課である程度の予定、大まかな測量設計ができる技術者の育成が必要というふうに思っておりましたので、現在は2名います。ですから、経済対策等々に対しての弾込めという表現をいつも使っておりますが、これをもしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、土木業だけでなく、やはり議員が一番御理解なされていると思いますが、これは商業もほかの工業も管工事もすべて一緒だと思います。できる限り、予算獲得に向かって、そして獲得した予算をできるならば工事が分けられるならば分けていきたい。若しくは、財政調整基金を今以上に貯めまして、できれば高森町単独の工事をできるぐらいの財政力をしっかり担保していきたいなというふうに思っております。

ただし、できるという判断がいくら持てばできるのかという判断ではなくて、先ほど申し上げますように、防災、減災、老朽化対策、この部分を先に優先してやらなければ高森町の10年後、20年後というのは、本当に安全は担保できないと思っておりますので、できる限り無駄をなくして、貯金を増やして、その上で議会の方に御相談をして、やっぱり地元からの要望はこの道をしてくれ、ここをこうしてくれ、ああしてくれというところを、まんべんなくやっていれるような、やはり財力を私は貯めたい。若しくは、私の時代に貯められないとしても、私とその布石を打って、次の世代に高森町はちゃんと貯金も持って、単独の小さい仕事だったら、ある程度出していけるぞというぐらいの町の財政力を構築していくことも一つ考え方ではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） 今の町長のお話でございますが、減災、防災、老朽化対策ということでございます。私、今のマニフェストの件につきましては、批判とか何とかじゃなくて、町長さんのお考えをお尋ねしたいということで、別に私は将来的な話ですけども、業界の再編成、これも業界のほうも大変ですし、していかなくちゃならないと思いますし、また新聞等々を見ますと、元請をするのか、下請をするのか、人的労務を提供するのかというお話も、業界でも検討されているようでござい

ます。

そこで、近い将来は町内業者の受注機会を図ることはもちろんでございますけれども、いつも言われております阿蘇は人という観点から、まずは隣の近隣の町村、南阿蘇を核としまして相互間での公共工事の受注機会ができるような協定ができないものかという考え方も持っておりますので、最後、町長さんにその件につきましてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 岩下議員の御質問というよりも、御提案に対する考えを述べさせていただきます。

私は今、すごくびっくりいたしました。なぜかと申しますと、南阿蘇村との、若しくは阿蘇は一つという中で、阿蘇全体での協定であったり、若しくは近隣の南阿蘇村との協定に関して、私自身、1期目で図書館の建設であったり、運動場の建設であったり、南阿蘇村に随分打診をしまっていました。しかしながら、公共事業をというふうには考えておりませんでした。よく考えますと、今議員がおっしゃるように、実現ができないということもないというふうに思いますし、今の阿蘇は一つという流れの中、また将来の今の日本の経済状況及び地域状況を考えますと、私は非常にその協定に向かって、今の御質問によって、私自身、一つ勉強をさせていただきましたので、一步踏み出させたいというふうに思います。たいへん有難いアドバイスだったと思います。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） 前向きに検討していただくということでございます。なかなかこれは難しい問題がたいへんあるんだと思いますけれども、町におきましても国・県の補助金、助成金等に限られる中に、先に示されました本年度策定完了予定の公共施設の総合管理計画、いわゆる老朽化施設の整備でございますけれども、それにまた総延長265.3キロに及びます町道の整備など、今後難しい財政の舵取りが求められるんじゃないかというふうに思っております。まずは、農・商・工、共に栄え発展することが一番大切だと思っておりますので、この件につきましても、今後とも注視をしていただきたいというふうに思っております。

これもちまして、私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 2番 岩下健治君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前11時33分

9月17日（木）

（第3日）

平成27年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成27年9月17日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 発委第 1号 高森町議会会議規則の一部改正について
日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について
日程第3 特別委員長報告について
日程第4 議員派遣の件について
日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 牛 嶋 津世志 君 | 2 番 | 岩 下 健 治 君 |
| 3 番 | 後 藤 三 治 君 | 4 番 | 興 梶 壽 一 君 |
| 5 番 | 芹 口 誓 彰 君 | 6 番 | 立 山 広 滋 君 |
| 7 番 | 森 田 勝 君 | 8 番 | 本 田 生 一 君 |
| 9 番 | 田 上 更 生 君 | 10 番 | 佐 伯 金 也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

- | | | | |
|-----------|-----------|----------------|-----------|
| 町 長 | 草 村 大 成 君 | 代表監査委員 | 有 働 和 幸 君 |
| 教 育 長 | 佐 藤 増 夫 君 | 総 務 課 長 | 佐 藤 武 文 君 |
| 生活環境課長 | 安 藤 吉 孝 君 | 政策推進課長 | 甲 斐 敏 文 君 |
| 健康推進課長 | 馬 原 恵 介 君 | 住民福祉課長 | 阿 南 一 也 君 |
| 税 務 課 長 | 沼 田 勝 之 君 | 農林政策課長 | 後 藤 健 一 君 |
| 建 設 課 長 | 松 本 満 夫 君 | 会 計 課 長 | 河 崎 みゆき 君 |
| 教育委員会事務局長 | 阿 部 恭 二 君 | たかみポイントチャンネル課長 | 東 幸 祐 君 |
| 監査委員事務局長 | 安 方 含 君 | 農林政策課審議員 | 古 澤 要 介 君 |
| 教育委員会審議員 | 堺 昭 博 君 | 総務課長補佐 | 後 藤 一 寛 君 |

総務課長補佐	岩 下 徹 君	政策推進課長補佐	定 光 貴 史 君
健康推進課長補佐	丸 山 雄 平 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君
建設課長補佐	荒 牧 久 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

-----○-----

日程第1 発委第1号 高森町議会会議規則の一部改正について

○議長（田上更生君） それでは、日程に従って議事を進めます。

日程第1、発委第1号、高森町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

提出者、議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

高森町議会会議規則の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準町村議会会議規則が改正されたため、本町議会においても改正の趣旨を踏まえ、女性議員の出産のための欠席に関する規定第2条の一部を改正するものです。

議員各位におかれましては、この規則の一部改正を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

発委第1号、高森町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号、高森町議会会議規則の一部改正については、可決されました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

認定第1号 平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） おはようございます。5番 芹口です。

本定例会で総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出の決算の認定につきましては、9月10日に委員会を開会し、順次、会計課より河崎課長、監査委員事務局より安方局長、税務課より沼田課長、野尻課長補佐、佐伯課長補佐及び係長、生活環境課より安藤課長、田上課長補佐及び係長、TPCたかもりポイントチャンネル事務局より東局長及び係長、総務課より佐藤課長、後藤課長補佐、岩下課長補佐及び係長、政策推進課より甲斐課長、定光課長補佐及び係長、議会事務局より佐藤局長及び係長の出席を求め、決算書に基づき、執行額100万円以上の項目につきまして、その執行内容、不用額や予算の流用、予備費の流用理由、税や料の滞納処理状況等、詳細に説明を受け、審議をいたしました。

特に総務課からは、決算に基づく財政状況についても詳しく説明を受け、審議しました結果、全委員異議なく認定することに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出の決算の認定につきましては、9月11日に第3・4委員会室におきまして、住民福祉課より阿南課長及び各係長、健康推進課より馬原課長、丸山課長補佐及び

各係長、教育委員会より佐藤教育長、阿部局長、堺審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定いたしました。

なお、午後 2 時より、文教厚生常任委員会所管であります色見保育園、子育て支援センター、高森自然学校、高森東小中のスクールバスの施設状況等の現地視察を行い、担当者の詳細な説明を受けました。

以上、報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） おはようございます。3 番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第 1 号、平成 26 年度高森町各会計歳入歳出の決算の認定につきましては、9 月 14 日に委員会を開会し、農林政策課より後藤課長、古澤審議員及び各係長、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号、平成 26 年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

議案第 46 号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田上更生君） 議案第 46 号、工事請負変更契約の締結については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第46号、工事請負変更契約の締結につきまして、9月14日に委員会を開会し、建設課より松本課長、荒牧課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受けました。

本議案につきましては、定例会初日、提案説明の後、委員から何点か質問があり、その質問に対し、担当課長及び町長から答弁もあっておりますが、建設経済常任委員会に付託し、十分な調査をされたいとのことでありました。

建設経済常任委員会といたしましては、付託を受け、工事の進捗状況と今回の変更点、さらには議員からの質問事項を中心に説明を受け、審議いたしました。その結果、今回の契約変更は繰越明許費として繰り越した予算の範囲内の総額であります。最終的な出来高数量が確定するのを待って、変更設計を行い、変更契約額を確定されたもので、何ら問題はないが、今後はこのような重要な問題が生じた場合は、議会に速やかに説明を行うとともに、工事事業者への指導・管理に努めて行かれますよう望みます。

また、このことはどの工事も同じであります。特に本工事は災害による繰越事業であることから、地域住民はもとより、議会といたしましても安心・安全を保つ上からも、注視していく工事でもあります。一日も早い完成を望むものでもあります。

以上、審議の結果を報告し、本議案は全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、工事請負変更契約の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第47号 高森町手数料条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第47号、高森町手数料条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第47号、高森町手数料条例の一部改正につきましては、9月11日に委員会を開会し、住民福祉課より阿南課長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、高森町手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第48号 平成27年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第48号、平成27年度高森町一般会計補

正予算につきましては、9月10日に委員会を開会し、監査委員事務局より安方局長、税務課より沼田課長、野尻課長補佐、佐伯課長補佐及び係長、生活環境課より安藤課長、田上課長補佐及び係長、TPCたかもりポイントチャンネル事務局より東局長及び係長、総務課より佐藤課長、後藤課長補佐、岩下課長補佐及び係長、政策推進課より甲斐課長、定光課長補佐及び各係長、議会事務局より佐藤局長及び係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月11日に委員会を開会し、住民福祉課より阿南課長及び各係長、健康推進課より馬原課長、丸山課長補佐及び各係長、教育委員会より佐藤教育長、阿部局長、堺審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月14日に委員会を開会し、農林政策課より後藤課長、古澤審議員及び各係長、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第49号 平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第49号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

- 文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第49号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、9月11日に委員会を開会し、健康推進課より馬原課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第50号 平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第50号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補

正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第50号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、9月11日に委員会を開会し、健康推進課より馬原課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第51号 平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第51号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第51号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、9月11日に委員会を開会し、健康推進課より馬原課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議い

たしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第52号 平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第52号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

- 建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第52号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、9月14日に委員会を開会し、松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第53号 平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第53号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第53号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、9月14日に委員会を開会し、松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可

決されました。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、特別委員長報告についてを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

地方創生特別委員長 森田勝君。

○地方創生特別委員長（森田 勝君） 地方創生特別委員会から報告いたします。

8月24日、1時半から、委員会室において、各委員の出席、欠席1名ではありますが、委員会を行いました。甲斐政策推進課長、定光課長補佐及び係長の出席を求め、説明を受けております。

地方創生組織体制についてというようなことで、課長のほうより説明がありまして、上位組織としてまち・ひと・しごとづくり審議会を組織、産官学金労等の会の幅広い意見が反映される形で議論することが望ましいとされており、本町では9名を制定しているということでございます。また、町長、教育長以下、各課の課長職で構成される本部、次長職で構成される作業部会をそれぞれ立ち上げており、過去、何回かの会議を経て、骨子案の作成に至っているというようなことでございます。

取り組みの進捗及び上乘せ部分については、定光課長補佐より説明があり、長期振興ビジョン及び総合戦略の骨子案について、後日開かれる審議会に諮ることになっているというようなこととあります。上乘せ交付金については、まちづくり、会社設立に向けた実践事業として3,088万6,000円、観光施設プロジェクトマップ周知広報事業、官民広域連携による女性輝く地域づくり事業に、それぞれ500万円の申請をしているということとございます。

また、議会からの意見として、住民等から広く意見を聴取するための方策として、高森町から各市町村に出で行っている若者を対象にした意見交換会を行ってはどうかというような意見が出ています。また、高森町に帰ってくる道筋づくりとして意義があるというようなことで、今後開催するというような検討であります。

以上、報告します。

○議長（田上更生君） 降灰対策特別委員長 本田生一君。

○降灰対策特別委員長（本田生一君） 8番 本田です。

降灰対策特別委員会報告を申し上げます。

平成27年8月6日、現地確認、JA阿蘇の農機具倉庫におきまして、出席委員、特別委員、他の議員の皆さん方も出席いただきまして、全員出席をしていただいて

おります。

説明のために出席をしていただいた農林政策課後藤課長、村山主事、J A阿蘇南部農機具車両センター長の都所長、職務のために出席をしていただきました議会事務局の佐藤局長、経過報告を協議等につきましては、農林政策課関連の降灰対策用機器の現地確認、8月6日、第4回臨時議会終了後、降灰対策特別委員会、この全議員でJ A阿蘇の農機具倉庫に保管された降灰対策用機器を別紙資料に基づき確認をいたしました。

なお、8団体への機器の引き渡しは9月2日に予定しているとのことでした。本委員会において、上記のとおり決定しましたので、報告を申し上げます。

また、委員会の報告ではございませんけれども、9月14日、9時43分にまた阿蘇山の噴火によりまして、本当に大変な大きな噴火でございました。大変心配をいたしております、ちょうど議会中でしたので、全員協議会の中で後藤課長補佐より、その噴火後におきましての今までについての、詳細について説明を受けました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 議会広報特別委員長、興柁壽一君。

○議会広報特別委員長（興柁壽一君） おはようございます。4番 興柁です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会を9月16日に開催し、9月議会広報「絆」60号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。発行内容につきましては、平成26年度各会計決算審査、9月定例会初日の質疑、平成27年度の一般会計補正予算及び一般質問の内容を中心として取り上げ、住民の皆さんに分かりやすくお知らせする予定です。

今回は11月4日発送を目標としておりますので、議員各位の御協力と御理解をお願いを申し上げます。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件について

○議長（田上更生君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと

思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

一言御挨拶申し上げます。

9月9日から本日17日まで、9日間、第3回の定例会というようなことで、皆さん方にはたいへんお疲れさまでございました。

議論の府、そして協議の場というようなことで、今、議会運営を図っているところでございますけれども、各常任委員会においては、非常に激しい議論、協議がなされたというふうに見ております。

しかしながら、一番町民の皆さん方が期待をされておりました一般質問において、今回、2名の議員だけであったということが非常に私、議長といたしましても、町民の皆さん方の御期待に添えなかったというようなことで、お詫びを申し上げなければならないのかなというふうに思っております。

次の議会からは、このようなことのないように、本当に執行部の政策、それを町民の皆さん方に十分に理解していただけるような、その説明責任を執行部に果たし

ていただけるような質問というような部分にも力点をおきながら、次の議会においては多くの議員の皆さん方の一般質問、本日閉会いたしますけれども、明日から準備をしていただいて、しっかりとその議会議員としての本分を發揮していただきたいというふうに思います。

これからも町民の皆さん方の信頼・負託に応えるべく努力をしてみたいというふうに思いますので、なお一層の皆さん方の御指導と御協力をいただきながら、議会運営に努めてみたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の会議を閉じます。

平成27年第3回高森町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成27年第3回定例会

平成27年9月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111